

愛知県再犯防止推進計画

2021 年 3 月



はじめに

本県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、「あいち地域安全戦略」に基づく継続的な取組により、戦後最多を記録した 2003 年の約 22 万 5 千件から、2020 年には約 4 万件と 2 割まで減少させることができました。

その一方で、再犯者の刑法犯検挙者に占める割合は、愛知県内では約 5 割で推移し、全国的にも上昇傾向にあることから、「再犯の防止」は、安全に安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題となっています。

こうした状況の中、2016 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が公布・施行され、地方公共団体の責務が明示されるとともに、2017 年 12 月には国の「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

このため、本県では 2018 年 6 月に「愛知県再犯防止連絡協議会」を設置するとともに、地域再犯防止推進モデル事業により、弁護士による社会復帰支援や、刑務所出所者等への職場定着支援の取組を進めてまいりましたが、このたび、その成果や課題を踏まえ、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全なまちづくりを実現するため、「愛知県再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪や非行を犯した人たちの中には、仕事や住居がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられない等の理由により、地域社会で生活する上で困難を抱えている場合が多くあります。そのような人たちが十分な支援を得られないことにより、再び犯罪を犯してしまうことのないよう、国、県、市町村、関係機関及び民間団体等が連携し、社会復帰に向けた“息の長い”支援を行っていくことが必要です。

本県は、今後、この計画に基づき、「安全に安心して暮らせる愛知」の実現を目指して、犯罪や非行を犯した人たちの立ち直りを支援する取組を進めてまいります。県民の皆様には、立ち直りに向けた息の長い支援に御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2021年 3月

愛知県知事
大村秀章



目次

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画策定の経緯	1
3	計画の目的	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画期間	2
6	対象者	2
7	計画の基本方針及び重点課題	2

第2章 愛知県における再犯防止を取り巻く状況

1	刑法犯認知件数の推移	7
2	再犯者数の推移	7

第3章 施策の展開

I 国・民間団体等との連携強化のための取組

1	国・民間団体等との連携強化	8
(1)	現在の取組の状況	8
(2)	今後の取組予定	11
コラム	愛知県再犯防止連絡協議会について	13
コラム	職業指導製品をふるさと納税返礼品として登録した 地域連携	14

II 就労・住居の確保のための取組

1	就労の確保等	16
(1)	現在の取組の状況	18
(2)	今後の取組予定	20
コラム	就労支援フェスタについて	23
コラム	就労により再犯を防止し、 安全・安心な地域社会づくりを	24
2	住居の確保	26
(1)	現在の取組の状況	27
(2)	今後の取組予定	30
コラム	更生保護施設の概要について	33
コラム	住居の確保のための取組	34

III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1	高齢又は障害のある者等への支援	35
---	-----------------	----

(1) 現在の取組の状況	36
(2) 今後の取組予定	39
コラム 高齢者への支援について	42
2 薬物依存を有する者への支援	44
(1) 現在の取組の状況	45
(2) 今後の取組予定	47
コラム 薬物依存からの回復支援に係る取組	49
コラム 薬物依存の離脱に向けた取組 ～薬物受刑者に対する離脱指導～	51
IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等のための取組	
1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等	52
(1) 現在の取組の状況	53
(2) 今後の取組予定	55
コラム 非行防止に向けた取組について	58
コラム 法務少年支援センターの活用	59
V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組	
1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等	60
(1) 現在の取組の状況	62
(2) 今後の取組予定	65
コラム 「よりよい弁護士制度」について	68
コラム 在院者の特性に応じた指導	69
VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	
1 民間協力者の活動の促進等	71
(1) 現在の取組の状況	72
(2) 今後の取組予定	74
コラム 「保護司の現状」と「なり手確保に向けた 取組」について	77
2 広報・啓発活動の推進	78
(1) 現在の取組の状況	78
(2) 今後の取組予定	80
コラム 少年院敷地内の桜並木の一般公開	83
愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱	84
地域再犯防止推進モデル事業について	86
寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業	
刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業	
用語集	94

(*マークのついた用語は用語集に解説があります。)

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第4条第2項により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。また、同法第8条第1項では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

愛知県はこれを受け、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の取組を踏まえつつ、誰一人取り残すことのない、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指して「愛知県再犯防止推進計画」を策定することとしました。

SDGsの17の目標の中の該当項目



2 計画策定の経緯

本県は、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止に関する施策を推進するため、2018年6月に「愛知県再犯防止連絡協議会」を設置し、関係機関・団体等の連携・協力を推進してきました。また、同年10月からは、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するため、国の地域再犯防止推進モデル事業として、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」と「刑務所出所者等の職場定着支援事業」を実施してきました。

これらのモデル事業では、犯罪をした者等が抱える就労や住居、福祉といった個別・具体的な課題を把握し、これらを解決するために、弁護士や職場定着の支援員が中心となり、関係機関や支援団体の連携を図ってきました。また、これらの取組過程や効果を、連絡協議会において検証し、共有することで、当地域における効果的な再犯防止対策について検討をしてきました。

この再犯防止推進計画は、これまでの取組成果を踏まえ、国、県、民間団体等の連携強化の重要性を鑑み、各関係機関・団体の取組を明らかにするとともに、今後の連携強化を目指して策定したものです。

3 計画の目的

愛知県内における刑法犯認知*件数は減少傾向にある一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者*の割合は約5割で推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で、再犯防止対策が重要な課題となっています。

こうした状況から、本計画では国との適切な役割分担を踏まえて、国、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、罪を犯した人が責任ある社会の構成員として円滑に社会復帰でき、安全安心なまちづくりを促進することを目的とします。

4 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として定めます。

5 計画期間

2021年度から2025年度までの5年間とします。

6 対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年

*若しくは非行少年であった者で、支援が必要な者とします。

7 計画の基本方針及び重点課題

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、愛知県では次の5つの基本方針のもと、6つの重点課題について取り組みます。

また、モデル事業の成果を踏まえ、犯罪をした者等に対する社会復帰支援や職場定着支援について、国の協力を得ながら関係機関・団体等の連携を強化していきます。

〔5つの基本方針〕

- (1) 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じて、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるとい

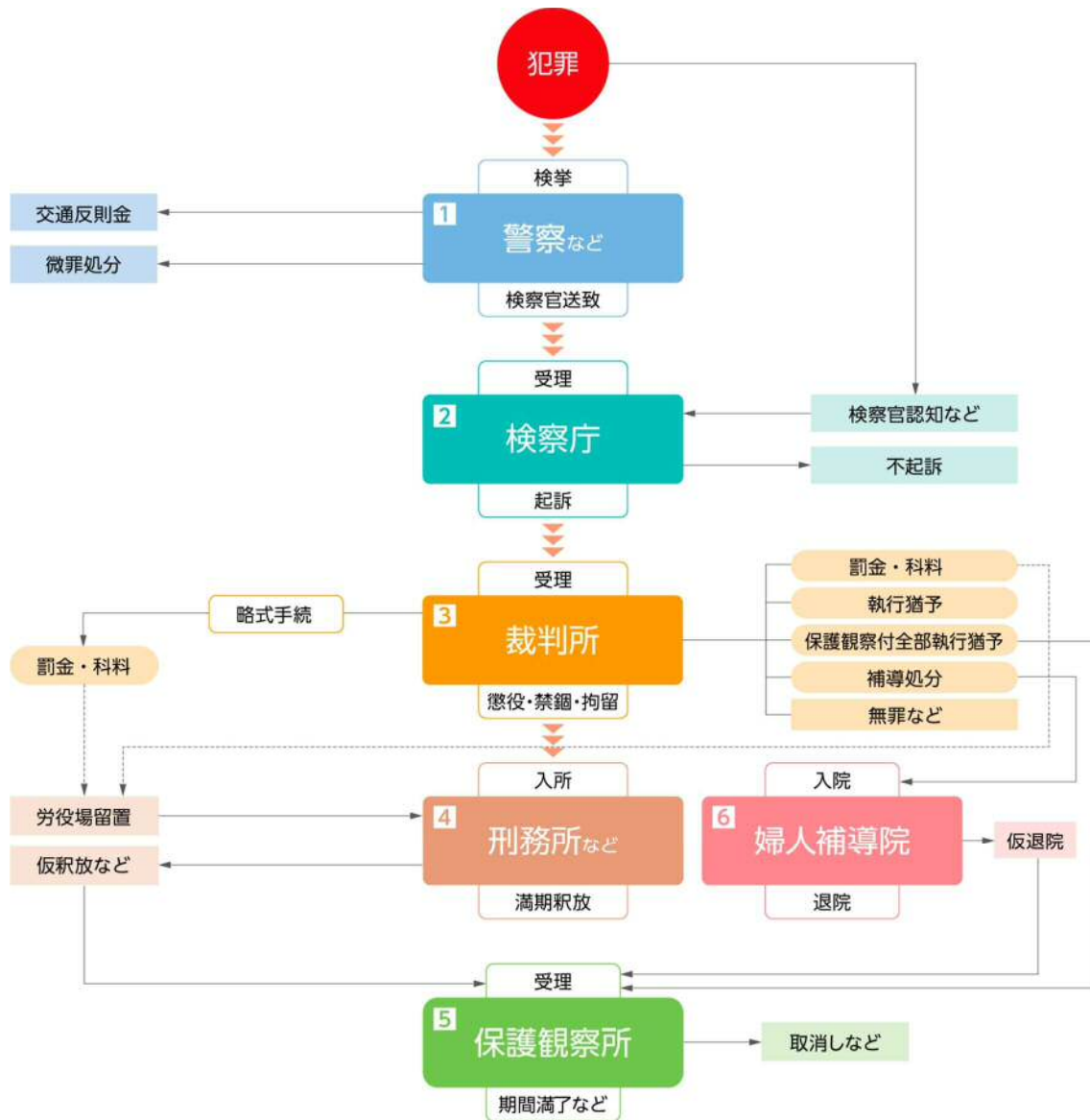
った被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。

- (4) 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組みます。
- (5) 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。

〔6つの重点課題〕

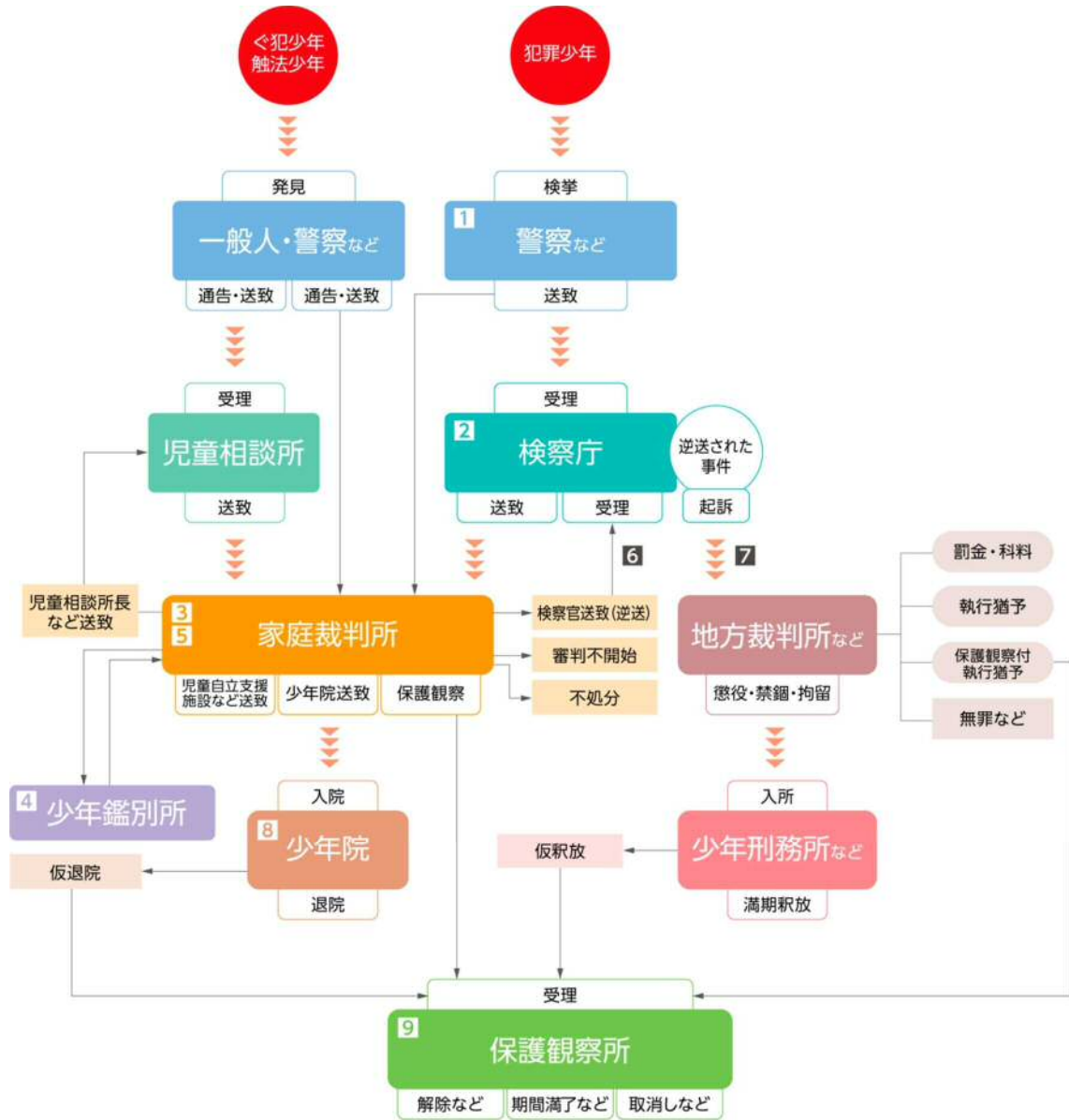
- I 国・民間団体等との連携強化
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
- V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

《参考 1》 成人による刑事事件の流れ



(出典：令和元年度版再犯防止推進白書)

《参考 2》 非行少年に関する手続きの流れ



(出典：令和元年度版再犯防止推進白書)

《参考 3》国の再犯防止推進計画の基本方針及び重点課題

〔5つの基本方針〕

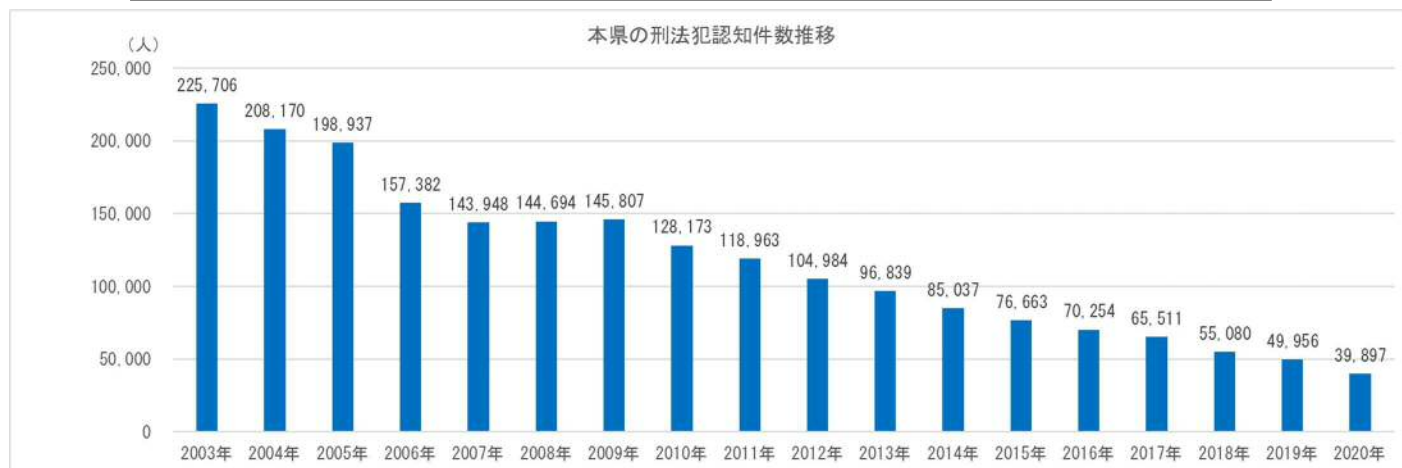
- ① 犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

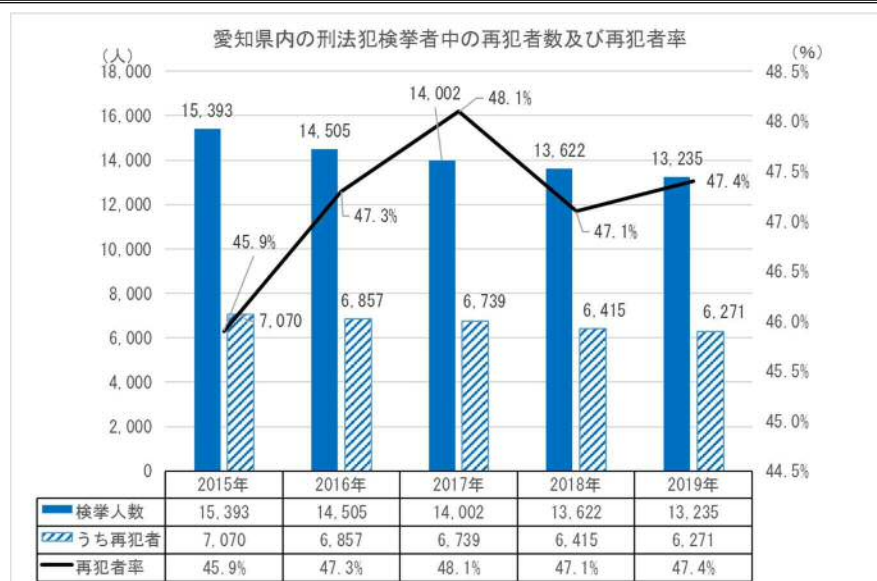
第2章 愛知県における再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯認知件数の推移



(出典：愛知県警集計)

2 再犯者数の推移



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

愛知県内における犯罪発生状況(刑法犯認知件数)は、戦後最多を記録した2003年をピークとして、約2割にまで大きく減少しています。

一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者数は、犯罪発生状況に合わせて概ね減少傾向にあり、関係者によるこれまでの再犯防止の取組の効果の表れと捉えることができますが、再犯者率については、2018年が47.1%(全国平均48.8%)と、5割近くを占める状況で推移しています。

今後、刑法犯認知件数の更なる減少と、安全に安心して暮らせる愛知の実現のためにも、再犯防止の取組を地域の関係者が連携しながら一層進めていくことが必要となっています。

第3章 施策の展開

I 国・民間団体等との連携強化のための取組

1 国・民間団体等との連携強化

〔現状と課題〕

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しています。利用できるはずの支援制度があるとしても、情報や知識不足等の理由で必要な福祉サービスに結びつかず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めてしまうことも少なくありません。

これまで、県、市町村、民間団体において、生活困窮者に対する支援は住宅支援や就労支援等、様々な形で行ってきており、犯罪をした者等の社会復帰にも有効な支援制度はいくつも用意されています。しかしながら、犯罪をした者等への支援は刑事司法関係機関が主に担ってきたために、県及び市町村においては再犯防止について関わりが少なく、犯罪をした者等に対する支援体制を築くための情報収集も決して容易ではありません。そのことが再犯防止に関する施策を進めていくことの課題となっています。

犯罪をした者等への支援は、一般県民を対象とした各種サービスを通じて行われることが想定されるため、市町村の再犯防止に向けた協力と取組が必要不可欠であり、再犯防止の取組に関する理解を深めてもらう必要があります。さらに、再犯防止を効率的かつ効果的に推進していくためには、県や市町村、刑事司法機関、福祉関係機関、教育機関等の関係機関、民間団体が垣根を越えて連携し、情報共有や意見交換を行っていくことが重要です。

(1) 現在の取組の状況

【国】

- 更生緊急保護*に関して、円滑な支援を実施できるよう、随時意見交換会を実施する等、保護観察所と緊密な連携体制を構築しています。さらに、地域再犯防止推進モデル事業を通じて、愛知県や名古屋市、民間団体と連携を図っています。

(名古屋地方検察庁)

- 関係団体と矯正施設*の連携強化の充実を図り、地方再犯防止推進計画策定に向けた協力をしています。(名古屋矯正管区)
- 市町村に対し、地区保護司会と連携して再犯防止の窓口設置や、地方再犯防止推進計画策定のための情報提供や、勉強会の開催等の協力をしています。そのほか、保護観察*や更生緊急保護等対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図っています。(名古屋保護観察所)
- 医療重点施設として、医療福祉関係機関との連絡協議会を開催し、関係機関や民間団体等との連携を進めています。(名古屋刑務所)
- 施設所在自治体に対して、再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行うことで連携を深めています。(豊橋刑務支所)
- 医療関係機関と医療に関する協議会を開催するなど、関係機関及び民間団体等と連携し、就労先や帰住先の確保など、社会復帰に向けた取組を進めています。(岡崎医療刑務所)
- 就労先や帰住先の確保に向けて、協力雇用主との連携強化を図っています。(名古屋拘置所)
- 施設の見学会や地域の福祉施設のための奉仕作業を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図っています。(瀬戸少年院)
- 民間団体が主催する講演や講座等で情報提供や意見交換を行い、連携を図っています。(愛知少年院)
- 当院の職業指導製品を所在自治体のふるさと納税返礼品に登録等することで、所在自治体との連携を図っています。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 国、県、県警察、民間団体等で構成する愛知県再犯防止連絡協議会を設置し、連携・協力して再犯防止に関する施策を推進しています。また、国や関係団体からの依頼に対して、県の担当窓口として関係部局を紹介し、市町村等への周知を行っています。(防災安全局県民安全課)
- 生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関(福祉事務所等)において様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、支援計画の策定、ハローワーク等の関係機関との連絡調整等、包括的な支援を行っています。(福祉局地域福祉課)
- 2019年4月から2020年9月まで「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」を実施し、民間団体の支援員が刑務所出所者等及び協力雇用主の双方を支援しました。その結果、刑務所出所者等のうち、3か月以内に離職した者の割合が

6 割弱から 3 割弱未満に減少する等、多大な成果が得られました。(労働局就業促進課)

【民間団体】

- 他機関からの要請に基づき、各種の諸会議、勉強会等に愛知県社会福祉士会の会員社会福祉士*を派遣しています。(愛知県社会福祉士会)
- 再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、会長が同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力をしているほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護*ボランティアと連携を強化しています。(愛知県保護司会連合会)
- 国及び更生保護に対する支援団体の協力を得て、更生保護施設*を退所した者に対する相談・支援を行っています。また、各更生保護施設の地元自治体の事業に積極的に参加し、協力体制を構築しています。(愛知県更生保護事業連盟)
- 再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、会長が同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力をしているほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアと連携を強化しています。さらに、国の協力を得て、研修等を実施しています。(愛知県更生保護女性連盟)
- 安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの連携を強化しています。(愛知県BBS連盟)
- 就職活動支援・職場定着支援と協力雇用主等に対する支援を通じて、法務省（保護観察所、矯正施設）及び厚生労働省（愛知労働局及び県内のハローワーク）並びに協力雇用主*（会）及び保護司*（会）と平素から連携を図っています。(NPO法人愛知県就労支援事業者機構)
- 愛知県や名古屋市等の自治体の会議や、矯正施設等が開催する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関との連携体制を構築しています。(愛知県地域生活定着支援センター)
- 保護観察所や矯正管区を始めとする関係機関及び地区協力雇用主会が会員となっている愛知県就労支援事業者機構等との平素の連携や意見交換の実施に努めています。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 法務省矯正局・保護局、全国再非行防止ネットワーク協議会にて、意見交換会を重ね、連携体制を構築しています。(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 愛知県や名古屋市を始めとする地方自治体、保護観察所、福祉関係機関等と連携を図りながら、更なる入口支援*の充実を図ります。(名古屋地方検察庁)
- 再犯防止に係る施策を円滑に実施するため、関係団体との連携をより強力にし、切れ目のない支援の充実を図るとともに、これまで以上に関係団体との連携を推進します。(名古屋矯正管区)
- 市町村に対し統計や更生保護における取組等の情報提供や助言を行い、地方再犯防止推進計画の策定に向け、協力をしていきます。(名古屋保護観察所)
- 引き続き、連絡協議会の開催を通じて、関係機関や民間団体とのさらなる連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。(名古屋刑務所)
- 再犯防止に関する情報提供等により施設所在自治体との連携強化を図ります。(豊橋刑務支所)
- 医療関係機関及び民間団体等との連携をさらに進め、社会復帰のための支援の充実を図ります。(岡崎医療刑務所)
- 協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。(名古屋拘置所)
- 施設参観等を通じて、自治体と情報交換を行い、連携強化を推進します。(瀬戸少年院)
- 関係機関及び団体との連携を強化し、切れ目のない支援を推進します。(愛知少年院)
- 自治体を始めとする関係団体との連携強化を推進し、施設における教育活動への理解促進を図ります。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 関係機関・団体等で構成する「愛知県再犯防止連絡協議会」を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。さらに、犯罪や非行をした人たちが、市町村が行う行政サービスに円滑に結びつくよう、市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みます。(防災安全局県民安全課)
- 生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関(福祉事務所等)において包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を図り、支援体制の強化に努めます。(福祉局地域福祉課)
- 国の事業として名古屋保護観察所が実施している「更生保護就労支援事業」の「職場定着支援事業」と連携し、同事業の支援期間中に保護観察等が終了し

た場合に県が引き継いで支援を行う「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施します。(労働局就業促進課)

【民間団体】

- 引き続き、各種の諸会議や勉強会等に社会福祉士を派遣することを通じて関係機関等との連携強化を推進します。(愛知県社会福祉士会)
- 引き続き、会議や研修等を通じて関係機関・団体との連携強化を推進します。(愛知県保護司会連合会)
- 国や関係機関、自治体との連携により必要な支援を行うことができるよう、協力体制の構築に取り組んでいきます。(愛知県更生保護事業連盟)
- 会議や研修等を通じて関係機関・団体との連携強化を推進するとともに、国の協力を得て研修を実施します。(愛知県更生保護女性連盟)
- 引き続き、更生保護ボランティアとの連携強化を推進します。(愛知県BBS連盟)
- 保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した者に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制づくりを関係機関とともに検討していきます。(NPO法人愛知県就労支援事業者機構)
- 会議や研修等を通じて関係機関との連携強化を推進します。(愛知県地域生活定着支援センター)
- 保護観察所や矯正管区を始めとする関係機関及び団体との意見交換を実施し、連携を強化します。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 引き続き、意見交換会を実施し、関係機関との連携強化を推進します。(再非行防止サポートセンター愛知)

愛知県再犯防止連絡協議会について 愛知県防災安全局県民安全課

愛知県再犯防止連絡協議会は、「再犯防止推進法」（平成 28 年法律第 104 号）第 5 条に基づき、再犯の防止に携わる関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進するために、設置されたものです。構成員は国、県、再犯の防止に携わる関係機関・団体等の代表者 45 名で、事務局を県の防災安全局県民安全課が担っています。2018 年 6 月に設置以来、再犯防止推進計画の策定に向け、県の再犯防止に関するより効果的な取組の在り方について検討をしてきました。本計画策定後は、計画の進捗管理や、各関係機関の更なる連携強化等を目的に、再犯防止施策をより強力に進めていくための協議を重ねていく予定です。

会長	愛知県防災安全局長
副会長	愛知県防災安全局県民安全監
委員	○国 名古屋地方検察庁、名古屋矯正管区、名古屋保護観察所 等 13 機関の代表者 ○県 防災安全局、労働局、福祉局、教育委員会、警察本部 等 10 部局の代表者 ○関係機関・団体 愛知県内地区協力雇用主会、愛知県地域生活定着支援センター、 再非行防止サポートセンター愛知 等 14 団体・機関の代表者



愛知県再犯防止連絡協議会の様子

「子どもたちの更生を願う多くの方々が、
学園を支える支援の輪を広げる機会とな
ればいい。」（豊明市長）
「つたない製品だが、子どもたちの努力を
伝えたい。」（豊ケ岡学園長）



豊明市長（右）との記者会見

2018年10月26日（金）、豊明市ふるさと納税返礼品に関する記者会見が豊ケ岡学園で行われ、豊明市長、当園の園長が今回の経緯について説明し、返礼品として登録した製品のお披露目と製作場面の見学会を行いました。これは、地元の新聞に大きく取り上げられ、その後もテレビの取材があり、遠方からの施設見学の来訪者や地元の方々から「これが実物ですか。」、「豊ケ岡学園にいる子どもたちの頑張りが伝わるといいですね。」と声を掛けられるなど、予想を超える大きな反響がありました。



職業指導（実習）の見学

これまで、当園では、職業指導製品といえば、主に近隣の刑事施設*で開催される矯正展に出展し、そこでの展示即売会が中心でした。製品に少々の粗さがあっても「少年院の子たちを応援したいから」、「市販のものより安いから」という理由で

御購入いただき、多くの方々に支えられているという実感がありながらも、職業指導の実習は、在院者に実践的な「仕事そのもの」を学ばせる機会でもあることから、社会とのつながりを一層強く意識させ、相手の視点に立って考える力を育み、取組の結果として、在院者に達成感や自信を持たせたいという思いがありました。

当園の所在自治体である豊明市と、再犯防止の推進に関する打合せの中で「豊明市の返礼品に登録してみてもいいかですか。相手は全国です。認められる物を作らなければなりません。また、製品の販売を通じて、少年院*の存在意義や矯正教育の内容を知っていただける機会になるのではないのでしょうか。」と、豊明市長から御提案をいただきました。

当園は、前身である保護団体の設立（1937年）当時から現在地に所在し、地域とのつながりが非常に強い施設です。長らく親しみを込めて当園を見守ってくださっている

る地域社会に少しでも貢献できればと思い、また、在院者が社会復帰するに当たり、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させ、安定した就労生活を送り、再び非行を犯さない生き方のヒントを見つけてほしいという思いから、ふるさと納税の登録に向けた準備を進めることになりました。

豊明市のふるさと納税に対する返礼品は、当園の職業指導で製作している、伝統工芸科の絞り染め4点と陶芸科の陶器4点のセットとして、豊明の四季をイメージした「四季彩々（しきさいさい）」と命名し、当初は10セット限定で登録しました（A・B各5セット、写真参照）。



Aセット（ハンカチ・抹茶碗）



Bセット（てぬぐい・湯呑）

報道の効果もあり、多くの方に興味を持っていただき、最初の予定数は短期間で完売しました。これ以降、毎年、豊明市ふるさと納税返礼品への登録を続けています。

「諦めず、周囲からも評価される取組をする。」、「作業の安全を守り計画性をもって進める。」、「技能を習得し、成果を出す。」を目標に、指導する職員も実習に取り組む在院者も一つ一つの出来栄に注意を向け、より良い製品を作るための努力がこれまで以上に見られるようになりました。

少年院における職業指導の実習において、適切な職業観を養うツールとして、ふるさと納税返礼品への登録をさせていただいたことは、大きな挑戦でしたが、在院者は、自分が作った物が様々な方から認められたことで自信を深め、また、社会で期待してくれている人の存在を強く感じる事ができていると思います。

最後に、豊明市長を始め、市御担当者の皆様、定期的に指導に来てくださる地元の外部講師からも多大な御支援をいただき、このような機会を頂けたことを心から御礼申し上げます。文字どおり地域と一丸となった取組であり、今後もこの小さな少年院の在院者が、全国を舞台にチャレンジし続けていく姿を見守っていただければと思います。

Ⅱ 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保等

〔現状と課題〕

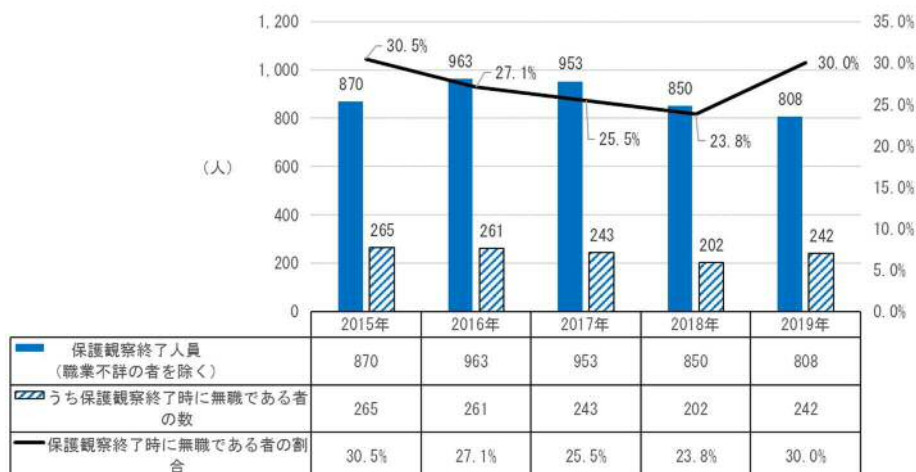
刑務所に再び入所した者のうち、約7割が再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかとなっています。そのため、就労の確保は経済的自立のための重要な取組であり、適切な就労先が見つからず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めないために、優先的に取り組むべき課題の一つといえます。

しかしながら、犯罪をした者等は、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識や資格、社会人としてのマナー、対人関係の形成や維持のために必要な能力等が乏しいために、適切な職業選択ができない場合や、就職できても離職してしまう場合があります。また、犯罪をした者等の中には年齢や障害の状況等により、一般就労が困難な場合があります。

一方、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主である協力雇用主の数は、本県では1000社を超えており、全国的に見ても高い数値となっていますが、雇用主と犯罪をした者等とのマッチングがなかなか進まないことや、就職後の離職の防止が課題となっています。

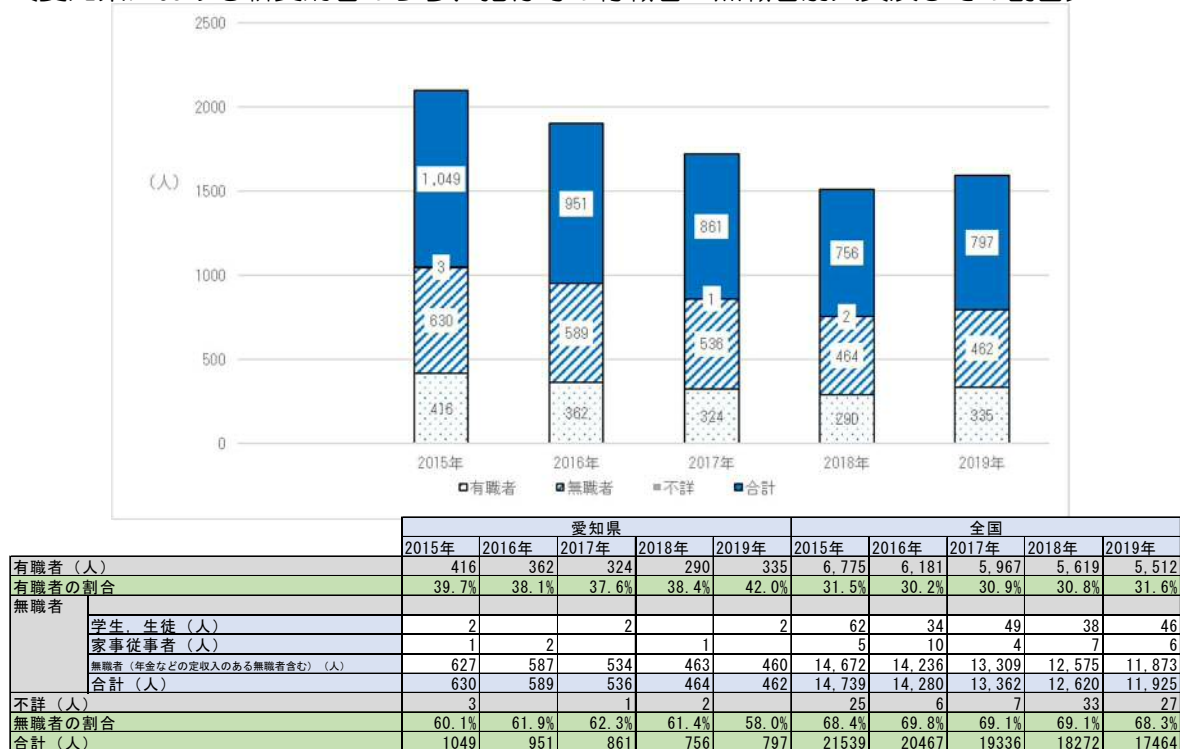
犯罪をした者等に適切な就職支援を行うとともに、周囲の偏見をなくし安定した職に就けるよう、就労に関する相談窓口の充実と周知を行い、犯罪や非行をした人たちの雇用に関わる企業のイメージアップを図る必要があります。

〔愛知県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予*者）〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県における新受刑者のうち、犯行時の有職者・無職者別人員及びその割合〕



(出典：法務省矯正局調査)

〔愛知県における新受刑者のうち、再入所における有職者・無職者別人員及び無職者の割合〕



(出典：法務省矯正局調査)

(1) 現在の取組の状況

【国】

- 受刑者等の採用相談窓口として「矯正就労支援情報センター室（通称：コレワーク）＊」が設置され、さらに刑務所出所者等の就労の確保に向けて、矯正施設及び保護官署並びに公共職業安定所等と連携し「包括的就労支援＊」を実施しています。（名古屋矯正管区）
- ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、県就労支援推進協議会の設置、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対し奨励金を支払う等の各就労支援メニューの実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催、ハローワークを対象とした研修会の開催等を行っています。そのほか、保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、愛知県就労支援事業者機構と緊密な連携を図っています。（名古屋保護観察所）
- 刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。そのほか、矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者及び就職支援ナビゲーター等（配置所のみ）を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、職場体験講習、トライアル雇用及び職業訓練等を活用し事業を推進しています。（愛知労働局）
- 就労支援強化矯正施設として、合同企業説明会（就労支援フェスタ）を開催し、毎年の継続開催を通じて、内定者数の増加及び安定した就労先の確保に努めています。さらに、2020年度から「包括的就労支援」連携会議庁に指定され、更生保護官署と連携し、就労の確保や職場定着に著しく困難が伴う可能性の高い受刑者を入所の早い段階で査定し、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行うこととしています。（名古屋刑務所）
- 就労支援対象者に対し、釈放前にハローワーク職員による職業相談等を実施し、就労先の確保に努めています。（豊橋刑務支所）
- ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主による講話、就労支援フェスタ等の実施により就労支援に関わる団体との連携強化を図っています。（岡崎医療刑務所）
- ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行っているほか、職業訓練を活かした就労先の確保を行っています。（名古屋拘置所）
- ハローワーク担当者や協力雇用主による在院者向けの職業講話を実施し、在院者の就労意欲の喚起を図っています。また、当院の就労支援により、在院中の採用面接を受けて、採用内定を得た後に出院した者や雇用することになった企業に対して、出院者からの相談制度を利用して、定期的なフォローアップを行っています。

す。(瀬戸少年院)

- ハローワークと連携した職業相談・職業紹介や、就労支援スタッフによる個別の面接、求職の方法等の助言・指導を行っています。さらに、就労に向けた支援や訓練が必要な場合の支援機関である若者サポートステーション等の民間団体との連携強化により、就労の確保に向けた取組の充実を図っています。(愛知少年院)
- 就労支援スタッフを配置し、在院者全員を対象として進路に関する面接や、ハローワーク職員による職業講話を実施しています。また、当園の在院者の雇用協力を申し出た事業主に対して就労支援事業を説明し、協力雇用主への参画を促す等、地域に根差した就労支援のネットワーク構築を図っています。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を策定し、障害者施設等からの調達を推進しています。そのほか、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 (仮称) を策定し、就労支援の充実や、福祉施設から一般就労への移行等を図っています。(福祉局障害福祉課)
- ハローワーク等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図っています(就労準備支援事業)。また、生活困窮者自立支援法に基づき、直ぐには一般就労が難しい生活困窮者に本人の状況に応じた就労機会の提供を通じて就労訓練等を実施する民間事業者の取組を県が認定しています(就労訓練事業)。(福祉局地域福祉課)
- ヤング・ジョブ・あいち、あいち障害者雇用総合サポートデスク等においてハローワークと連携した就労支援を行っています。

また、法務省から受託し、民間団体に委託して実施している「刑務所出所者等職場定着支援モデル事業」により、協力雇用主に対して、刑務所出所者等の雇用に関して生じる問題や不安の軽減等について継続的に支援しています。(労働局就業促進課)
- 協力雇用主の雇用活動のインセンティブとなるよう、愛知県公契約条例に基づく総合評価競争入札、企画競争又は入札参加資格審査における事業者の社会的取組を評価する仕組みの活用を検討しています。(労働局就業促進課・関係局)
- 少年サポートセンター* (都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施) 等における支援活動を行っています。(県警本部少年課)

【民間団体】

- 生活困窮者等の生活全般にわたる相談を受ける中で、就労に関する相談にも応じています。(愛知県社会福祉士会)
- ハローワークの支援事業の活用及び愛知県就労支援事業者機構等と連携して在
所者の就労確保に取り組むとともに、協力雇用主の開拓に努めています。(愛知県更
生保護事業連盟)
- 就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所
中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行っています。そのほか、協力雇
用主のもとへ就職した保護観察及び更生緊急保護の対象者と協力雇用主に対する
職場定着支援、協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築等の支援を行っていま
す。更には協力雇用主、協力雇用主登録希望事業所及び人手不足で刑務所出所者等
を雇用する可能性のある事業所に対する啓発・情報収集・ハローワークへ専用求人
提出の勧奨等の支援に取り組んでいます。(愛知県就労支援事業者機構)
- 矯正施設で実施される企業説明会に出席し、受刑者の就労の確保に努めていま
す。(NPO法人くらし応援ネットワーク)
- 犯罪・非行歴というハンデを克服して、社会性を身に付け、経済的に自立できる
よう、雇用を通じた支援を行っています。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 就労を支援する支援対象者の面接に同行するほか、愛知県就労支援事業者機構
の支援員による就労定着支援に協力しています。一般就労が難しい場合は、運営し
ている就労継続支援B型事業所*で引き受けて、就労訓練から支援をしています。
(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 受刑者の雇用に関心のある企業及び雇用主に対し、職種と対象者との雇用需要
を結びつけ「息の長い」支援を続けるとともに、再犯防止につながる就労安定化の
ための連携を継続します。(名古屋矯正管区)
- 民間団体との連携を図り、刑務所出所者等に対する求職支援及び定着支援を実
施していきます。(名古屋保護観察所)
- 適切な就労先を確保するため、矯正施設、保護観察所、法務省委託事業者及びハ
ローワークと連携し、一貫した就労支援対策の充実を図り、状況に応じた各種支援
等を検討します。(愛知労働局)
- ハローワークを始めとする就労支援関係団体との連携強化を図りながら、内定
者数の増加及び安定した就労先の確保に努めるほか、2020年度から開始する「包括
的就労支援」について、円滑に実施できるよう、更生保護官署との連携強化を図り、

切れ目のない支援を推進します。(名古屋刑務所)

- 今後は就労支援対象者だけでなく、釈放前指導の一環として、ハローワークの利用方法等についての講義を依頼するなどして、就労支援団体とのさらなる連携強化を図ります。(豊橋刑務支所)
- 受刑者への指導等によって就労意欲を高めるとともに、就労支援フェスタ等の機会を拡大し、ハローワークとの連携強化を図ります。また、コレワークからの情報を積極的に活用するほか、内定者を増加させるだけでなく、就労先での定着支援ができるよう就労先の選択に配慮した指導を実施します。(岡崎医療刑務所)
- ハローワークと連携して就労支援フェスタ等を実施し、潜在的な就労支援対象者を掘り起こすほか、出所者の就労内定 100%を目指して、これまで以上に就労先を確保できるよう、関係団体との連携強化を図ります。(名古屋拘置所)
- ハローワークとの連携を図り、在院中の採用面接及び在院中の内定件数を増やすとともに、内定の件数だけでなく、就労が継続されるよう、在院者の特性や希望に適した就労支援を実施します。(瀬戸少年院)
- 引き続き、就労支援関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。(愛知少年院)
- 幅広い業種によるネットワークの構築を目指し、在院者の個別の状況に応じて的確な支援につなげられるよう、就労支援関係団体との連携強化の充実を図ります。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 障害者の就労及び経済的自立の支援となるよう、障害者施設等からの調達を推進します。また、就労支援の更なる充実を図り、福祉施設から一般就労への移行等を進めるとともに離職を防ぐための就労定着支援についても取り組みます。(福祉局障害福祉課)
- 生活困窮者自立支援法に基づき、ハローワーク等の雇用支援によっては直ちに就職が困難な方々に対し、引き続き、就労準備支援に取組み、日常生活等における基礎能力の形成を図っていきます(就労準備支援事業)。また、直ちに一般就労が難しい方々に対する、就労機会を提供するため、就労訓練等を実施する民間事業者の取組を推進します(就労訓練事業)。(福祉局地域福祉課)
- ヤング・ジョブ・あいち、あいち障害者雇用総合サポートデスク等において実施している就労支援について、ハローワークと連携して取り組みます。
また、国の事業として名古屋保護観察所が実施している「更生保護就労支援事業」の「職場定着支援事業」と連携し、同事業の支援期間中に保護観察等が終了した場合に県が引き継いで支援を行う「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施し、犯罪をした者等の職場定着の支援と協力雇用主による雇用の促進を図ります。

す。(労働局就業促進課)

- 総合評価競争入札、企画競争又は入札参加資格審査における事業者の社会的取組を評価する仕組みを活用し、一定条件を満たす事業者を評価することにより、協力雇用主の雇用活動のインセンティブ向上を図ります。(労働局就業促進課・関係局)
- 少年サポートセンター等において、支援活動の対象となる少年に対して、ハローワークへの同行を行う等により就職支援に取り組みます。(県警本部少年課)

【民間団体】

- 引き続き、生活困窮者等の就労相談にも対応していきます。(愛知県社会福祉士会)
- 適切な就労先、協力雇用主の確保に向け、関係機関と連携を深め、より一層の就労支援対策の充実を図ります。(愛知県更生保護事業連盟)
- 保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した者に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制作りを関係機関とともに検討していきます。(NPO法人愛知県就労支援事業者機構)
- 企業説明会への参加により、受刑者の就労確保に努めます。(NPO法人くらし応援ネットワーク)
- 引き続き、同様の就労支援を行っていきます。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 面接同行や就労定着等の支援を行うほか、関係機関、企業、少年支援の民間団体間での定期会議の開催等を通じて連携強化を図っていきます。(再非行防止サポートセンター愛知)

就労支援フェスタについて 名古屋刑務所

就労支援フェスタ（合同企業説明会）は、刑事施設に収容されている受刑者を雇用し、社会復帰の手助けをしている事業主の方々を招き、就労支援を希望している受刑者に対して、就労の意義、雇用条件などの就職に必要な情報を説明し、就労に関する意欲の喚起や就労の定着につなげることを目的として開催しています。

刑務所出所者等の再犯防止を考える上で、出所後の安定した就労を継続することが重要であり、受刑中から就職に向けた機会を設け、就労への意欲を喚起することが肝要となります。

名古屋刑務所では、2018年11月に第1回目の就労支援フェスタを開催して以降、毎年2回のペースで開催し、2019年度は合計171名の受刑者が参加しました。毎回、6社ほどの企業の協力を賜わり、参加した受刑者は目を輝かせながら、仕事現場の生の声を聴いたり、興味深く説明に耳を傾けるなど、就職に向けて真剣に取り組んでいる様子がうかがえました。

参加した受刑者の中で、説明を受けた企業との面接を希望するときは、雇用主が当所へ赴き採用面接を実施しており、2019年度は33名の採用内定をいただき、社会復帰へ繋げることができました。



就労支援フェスタの実施に際して、参加された雇用主のアンケートからも「出所前に就職活動が行えることはとても有意義だと思います。」「受刑者の方々が、実際に真剣に説明を聞く姿を見て、安心が得られました。」等の声を頂戴し、同フェスタの実施に御理解と御協力をいただくとともに、受刑者の社会復帰への力添え願えることに深く感謝しています。今後も、地域社会の皆様のご尽力を賜わり、

再犯防止に向けた就労支援フェスタを実施しますので、興味を持たれた雇用主がいらっしゃいましたら、当所分類審議室までご連絡ください。

就労により再犯を防止し、安全・安心な地域社会づくりを NPO 法人愛知県就労支援事業者機構

無職者の再犯率は有職者の約3倍に及び、再び刑務所に入所した者の約7割が再犯時に無職だったと言われます。犯罪・非行をした者が安定した職を得ることは、彼らの立ち直りに欠かせません。そのため、経済界、企業、更生保護関係団体等の幅広い協力のもとで、犯罪・非行をした者の就労を支援することにより、彼らが再び犯罪・非行に陥ることを防ぎ、もって安全・安心な地域社会作りに貢献する目的で、2010年に特定非営利活動法人の当法人が発足しました。

当法人は、発足当初から、協力雇用主が保護観察を受けている方等を雇用した場合に雇用奨励金を支給し、当法人の会員である地区協力雇用主会の事業へ助成をする等して、犯罪・非行をした者の雇用環境の拡充に努めています。

その後、国や県の事業を受託して、専属の就労支援員を配置し、①保護観察を受けている方等について、年間百数十人を協力雇用主やハローワークにつなぐ等して就職を支援するとともに、協力雇用主と被雇用者の双方を調整して職場への定着を図ること（下の図を参照）、



②協力雇用主及び登録を希望する事業者に対し、啓発活動、刑務所出所者等専用求人申込の勧奨、協力雇用主登録手続きの支援を行うこと、等にも取り組んでいます。

さらには、休眠預金等を民間の公益事業に活用するプロジェクトの助成を受け、簡便な方法で実効性のある職場見学・体験を支援するなど、行政の実施する就労支援制度の狭間を少しでも埋める新規事業も始めたところです。

こうして、愛知県、保護観察所、労働局・ハローワーク、刑務所・少年院、更生保護施設及び保護司等とのネットワークを強化し、就労支援事業の内容を拡充して、保護観察を受けている方等の就職から職場定着までの支援と併せて協力雇用主への支援の充実を図っています。

＜協力雇用主会の取組み例～刈谷保護区協力雇用主会～＞

刈谷保護区協力雇用主会は2007年9月設立以来、44例の刑務所出所者等の受け入れを行ってきました。そして、雇用に際して起きる問題を雇用主一人ではなく協力雇用主会として克服する力を蓄えることに努めています。

例えば、刈谷保護区内の協力雇用主のもとへ就職したいという依頼があったとき、刈谷保護区協力雇用主会では、協力雇用主会に所属する雇用主の中から、そうした人材を求め

る雇用主、その方に適した職を提供できる雇用主といった、必ず複数の雇用主を視野に入れて雇用先の調整を図っています。

また、雇用後に対象者の様々な事情で雇用を継続することが困難となったときでも、他の雇用主のもとで雇用することで就労を継続させられる可能性があります。そうしたとき、刈谷保護区協力雇用主会では、所属する雇用主の中から、これまでの雇用主に代わって雇用できる協力雇用主を調整します。

ところで、職の提供だけでなく、職を通じて社会性を身に付けて頂くことが我々協力雇用主の担いと感じています。職に就けば 1 か月間に約 200 時間、対象者と行動を共にすることになります。その時間は対象者の悩める心の内を知る機会にもなります。職を通じ人間関係が構築できれば対象者は抱える悩みを打ち明けてくれます。その悩みこそが罪を犯してしまった要因の一つであることもあるのです。悩みは非常に困難なものも存在します。どんな苦境にあっても決して諦めない、必ず解決してみせるという姿勢を対象者が感じてもらった時、更生の一步が始まることもあるのではないのでしょうか。

雇用すれば長きに渡る関係が始まり、保護観察官、保護司との密接な連携は欠かせません。保護観察が終了した後に起きる問題も多くあることから、今後、より一層様々な関係者の連携の下、対象者への支援を行っていきたいと考えております。

2 住居の確保

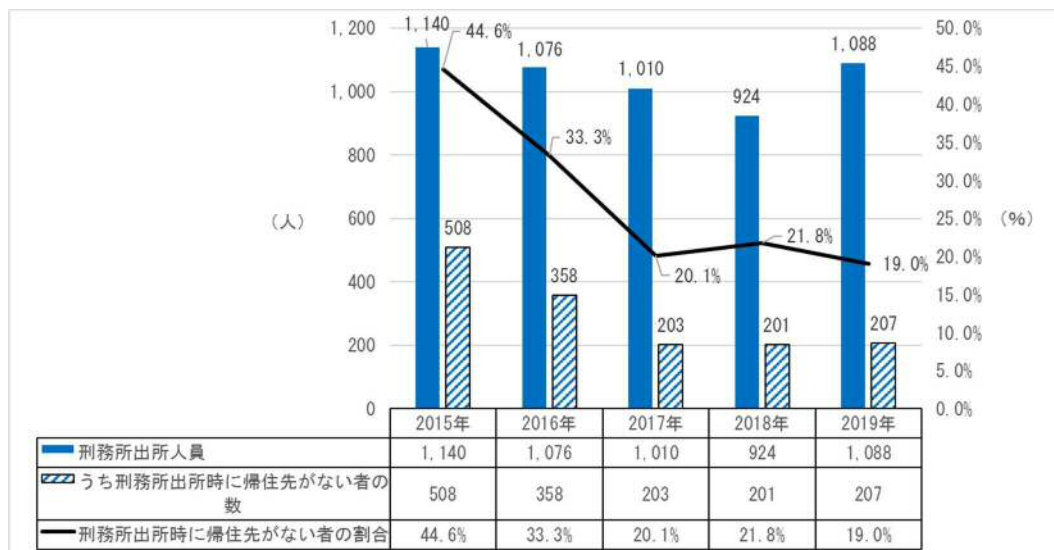
〔現状と課題〕

全国における刑務所満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。従って、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止の上でも優先的に取り組まなければならない事項です。

国や県においては新たな住宅セーフティネット制度の創設や、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業等を通して生活困窮者に対し住居の確保に向けた支援、犯罪をした者等で親族等のもとへ帰住できない者を受入れる更生保護施設や自立準備ホーム*等の確保等を行ってきました。

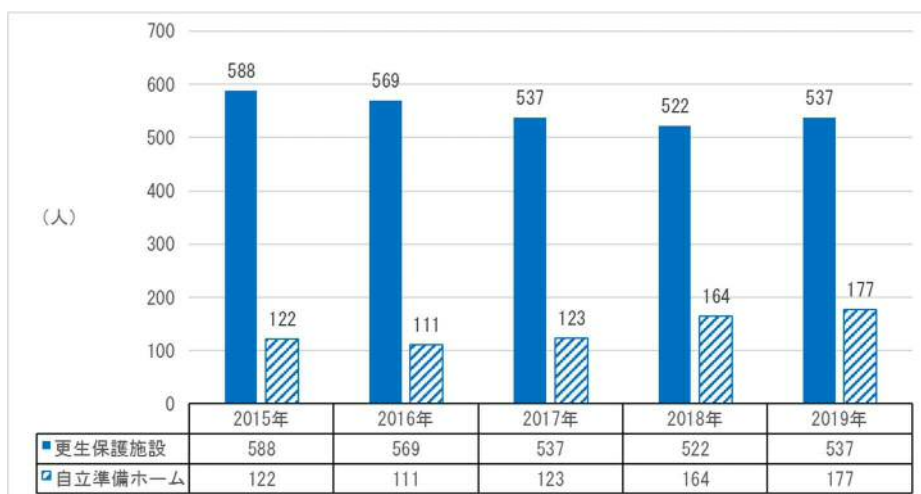
しかしながら、更生保護施設等はあくまで一時的な居場所であるため、身元保証人のないことや金銭的理由等により、適切な定住先を確保できないまま退所し、再犯に至る者が存在することが課題となっています。また、更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇*困難者に対する処遇や地域社会への移行支援など、その役割が拡大してきており、施設数の確保はもとより、機能の強化が求められています。

〔愛知県における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合〕



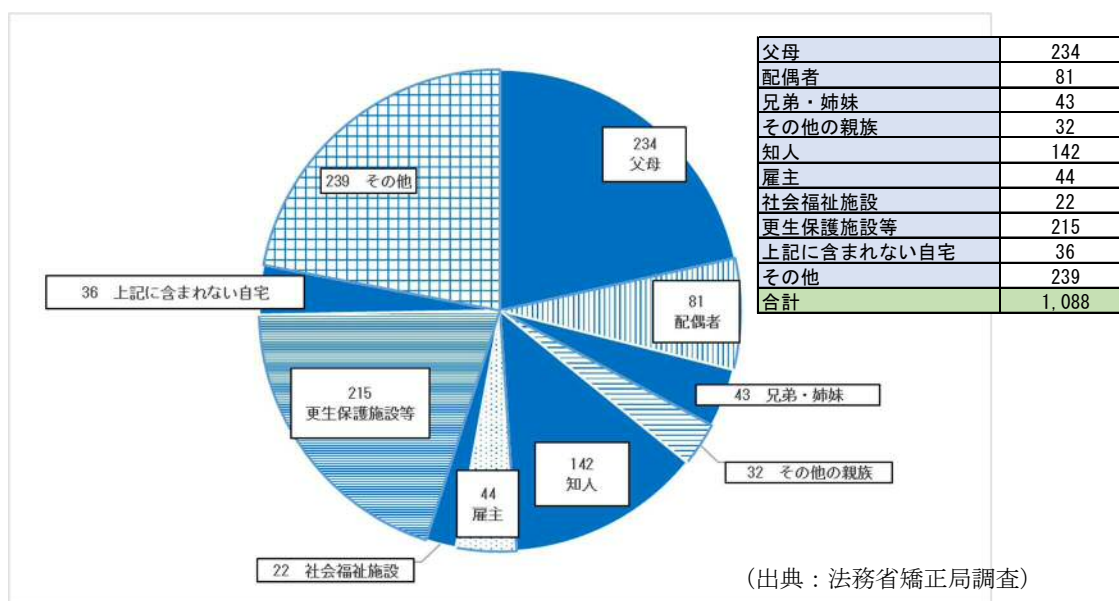
(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県における更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県内の矯正施設出所者の帰住先(2019年中)〕



(出典：法務省矯正局調査)

(1) 現在の取組の状況

【国】

- 保護観察所が実施する、矯正施設からの釈放後の生活環境の調整*が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して助言指導を行っているほか、矯正施設に収容されている者と面接を実施し、更生する上で適切な帰住予定地の設定等について助言指導を行っています。さらに、矯正施設収容中の者の釈放後の住居について、更生する上で適切な住居を指定帰住地として定めて仮釈放*及び仮退院を決定しています。(中部地方更生保護委員会)

- 刑務所出所者等で帰住予定地等住居のない者については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れ、更生緊急保護や特別調整*による居場所の確保等に取り組んでいます。また、刑務所出所者等で住居がない者については、更生保護施設や自立準備ホームへの入所のほか、協力雇用主の住込み先やホームレス支援団体が管理する施設等への入所等により住居を確保しています。特別調整対象者については、愛知県地域生活定着支援センター*に協力し、福祉施設等への入所調整に協力しています。さらに、更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進しています。そのほか、自立準備ホームについて、その趣旨の理解を求め、登録する法人等を拡大することで、委託保護できる施設（人員）を増やし、より多くの者を保護し、自立支援を行うことに努めています。（名古屋保護観察所）
- 出所後に経済的に困窮する者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援や民間のホームレス支援団体の支援を受けながら、住居の確保を行っています。さらに、個々の状況に応じて、特別調整又は独自調整対象者に選定し、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、住居確保に向けた支援を実施しています。（名古屋刑務所）
- 地域生活定着支援センターをはじめとする関係団体との連携強化の充実を図り、帰住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めています。（豊橋刑務支所）
- 出所者のうち、帰住予定地のない者について、NPO法人と連携して出所後の居所の確保に取り組んでいます。また、帰住先まで自力で行くことが困難な出所者については施設の出迎え依頼や乗車保護などの方策を検討し、切れ目のない支援を実施しています。（岡崎医療刑務所）
- 帰住地のない被収容者について、協力雇用主を始めとする関係団体と連携して、寮やアパートを確保するなどの取組を実施しています。（名古屋拘置所）
- 保護観察所と連携し、親元に帰住できない在院者については、可能な限り早期に更生保護施設への並行調整を図り、帰住先の確保に努めています。（瀬戸少年院）
- 帰住予定地等が決まらない在院者については、保護観察所に対して積極的に更生保護施設や自立準備ホーム、特別調整によるグループホームへの帰住調整の依頼をするなど、関係団体との連携強化を図っています。また、特別調整の対象にならない場合についても、独自調整を積極的に実施して寮付きの就労場所につなげています。（愛知少年院）
- 再非行防止を目的としたケースや、保護者を含めた福祉サービスの受給が必要なケースについて、住み込み就労が可能な事業所への雇用につないだり、自立援助ホームへの帰住につないだ際に福祉機関との複数回の支援会議を行うなど、ネットワークの構築を行っています。（豊ヶ岡学園）

【県】

- 離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、安心して就職活動ができるよう有期で賃貸住宅の家賃相当額の住居確保給付金を支給しています（住居確保給付金）。そのほか、住居を失った生活困窮者への対応として、旅館等の借り上げにより緊急一時的な宿泊場所及び衣食を提供しています。また、自立相談支援事業による相談支援を組み合わせることで、住居の確保や就労自立等の支援を実施しています（一時生活支援事業）。（福祉局地域福祉課）
- 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で県営住宅を賃貸しており、一般世帯向住宅に福祉枠を設け、福祉枠世帯の申込資格のある方は抽選の回数が2回になる優遇制度を実施しています。（建築局公営住宅課県営住宅管理室）
※福祉枠該当世帯（主なもの）：母子・父子世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、子育て世帯、DV*被害者世帯、犯罪被害者等世帯
- 新たな住宅セーフティネット制度の創設により、住宅確保要配慮者の住居の確保に向けた取組を進めているほか、高齢者等が円滑に民間賃貸住宅へ入居できる環境整備を図るため、「愛知県あんしん賃貸支援事業」を推進しています。また、入居者及び賃主側の不安の解消に向けた様々な取組について「愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会」を通じて検討を進めています。さらに、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を進めています。（建築局住宅計画課）

【民間団体】

- 生活困窮者等の生活全般にわたる相談を受ける中で、住居の確保に関する相談に応じています。（愛知県社会福祉士会）
- 事業連盟主催の理事会等の場において、県内6更生保護施設の施設長等が、退所に向けた住居の確保等について、情報交換を行っています。（愛知県更生保護事業連盟）
- 更生保護施設及び自立準備ホームから自立退所したい者、住居をなくし又はなくすおそれがある者に対し、寮のある事業所又は民間賃貸住宅入居に係る経済的援助のある事業所への就職を支援することにより、住居の確保に取り組んでいます。（NPO法人愛知県就労支援事業者機構）
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受け、自治体住宅関係課、地域の不動産会社、不動産仲介業者、債務保証会社、他の居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住居の確保に取り組んでいます。（NPO法人くらし応援ネットワーク）
- 個々の協力雇用主が被雇用者の必要性及び特性に応じて社員寮又は民間アパートへの入居を経済的に支援し、住居の確保を行っています。（愛知県内地区協力雇

用主会)

- 帰住先のない少年について、再非行防止サポートセンター愛知運営の自立準備ホームや障害者グループホーム等で引き受けて、居住先の確保を行っています。(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 保護観察所に対して生活環境の調整について助言指導を行うとともに、矯正施設の被収容者に対して帰住予定地の設定等について助言指導を行います。また、更生する上で適切な住居を指定帰住地として定めて仮釈放及び仮退院を決定します。
(中部地方更生保護委員会)
- 帰住予定地のない刑務所出所者等のほか、更生緊急保護及び特別調整の対象者について、引き続き更生保護施設及び自立準備ホーム、住居を確保できる民間団体等と連携して、積極的な受け入れについて検討・実施していきます。また、関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設及び自立準備ホームの存在意義について、近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう支援を行っていくと同時に、自立準備ホームとして登録する法人等を増やすよう努力し、より多くの者を保護できる体制づくりに努めます。(名古屋保護観察所)
- 引き続き、現行の取組を継続していくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図って、出所後の住居の確保を行います。(名古屋刑務所)
- 帰住先が確保されないにも関わらず、福祉的支援を拒否する者に対して、入所直後から積極的に働き掛けを行い、「居場所」の確保の大切さを理解させ、再犯しないための基盤を作るため、特別調整だけではなく独自調整も積極的に実施します。
(豊橋刑務支所)
- 関係機関との連携強化をさらに進め、支援を希望する対象者に対し可能な限り居所の調整を行います。また、精神保健福祉法 29 条 1 項の措置入院の該当者については、保健所等からの依頼に柔軟に応じるとともに、釈放後の円滑な社会復帰を目的とした関係会議等に積極的に参加します。(岡崎医療刑務所)
- 寮やアパートの確保のみならず、就労の確保にもつなげられるよう、協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化の充実を図ります。(名古屋拘置所)
- 福祉専門官や社会福祉士の知見を活用して、地方公共団体の関係窓口との連携を強化し、在院者の社会復帰に資する関係構築を図ります。(瀬戸少年院)
- 帰住予定地等が決まらない在院者について、引き続き保護観察所を始めとする関係団体との連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム等への積極的な受け入れを依頼します。(愛知少年院)

- 今後もケース検討会や支援会議において、福祉機関と積極的に意見交換等を行い、連携強化の充実を図ります。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、引き続き住居確保給付金の支給を行うとともに、あわせて自立相談支援機関での就労支援を行うことにより、包括的な支援に取り組みます(住居確保給付金)。そのほか、住居を失った生活困窮者に対応するため、引き続き、旅館等の借り上げにより緊急一時的な宿泊場所及び衣食を提供します。また、自立相談支援事業による相談支援を組み合わせることで、住居の確保や就労自立等の包括的な支援に取り組みます(一時生活支援事業)。(福祉局地域福祉課)
- 犯罪をした者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、犯罪をした者等の県営住宅への入居における特別な配慮の必要性について検討します。(建築局公営住宅課県営住宅管理室)
- 保護観察対象者等という理由で入居を拒まない賃貸住宅を確保するため、新たな住宅セーフティネット制度について業界団体等への説明会の開催や情報共有等により、賃貸人の理解促進及び住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の普及に努め、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を進めます。さらに、住宅確保要配慮者の入居を拒まないとして登録された住宅の入居者に対する家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を進めます。(建築局住宅計画課)

【民間団体】

- 引き続き、生活困窮者の住宅確保についての相談を行っていきます。(愛知県社会福祉士会)
- 各更生保護施設が情報交換等の連携を深め、退所先となる適切な住居確保等を適時に行うことができるような支援体制構築に取り組んでいきます。(愛知県更生保護事業連盟)
- 関係機関等と連携を図りながら、住居付き雇い入れが可能な協力雇用主の拡充に取り組んでいきます。(NPO法人愛知県就労支援事業者機構)
- 自治体住宅関係課、地域の不動産会社、不動産仲介業者、債務保証会社、他の居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に取り組むとともに、住宅を確保した後、住宅確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組等を活用できるように体制を整えていきます。(NPO法人くらし応援ネットワーク)

- 被雇用者の必要性及び特性に応じた居住先の確保を進めます。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 居住先のない少年を自立準備ホーム等で受入れ、住居の確保をサポートします。また、県外でのやり直しを希望する少年をサポートするために、全国の自立準備ホームのネットワーク組織の形成を進めます。(再非行防止サポートセンター愛知)

更生保護施設の概要について

愛知県更生保護事業連盟

愛知県更生保護事業連盟は県内の更生保護施設等が加入し、情報交換や必要な支援を行っている団体です。

更生保護施設とは、矯正施設等を出所しても、頼ることのできる人もなく、当座の衣食住すらままならない人を、一定期間住まいと食事を提供し、日常生活、社会復帰についての相談や指導、就労支援などの援助をして、再び犯罪を起こすことがない社会人として送り出す、矯正施設の出口支援から社会への入り口支援を行う施設で、保護観察中または更生緊急保護の期間（原則6ヶ月）を限度に収容しています。更生保護施設は全国的には各県1カ所で収容定員20名の施設がほとんどですが、愛知県内には6カ所の更生保護施設があり、計139名の収容定員で運用しています。豊田市には収容定員は12名と少ないものの、高齢者を中心に収容する施設があり、名古屋市には少年を中心に収容する施設もあります。いずれの施設も24時間体制で職員を配置して指導にあたっています。また、更生保護施設の処遇として、薬物事犯対象者に対し、薬物離脱処遇を行ったり、SST（社会生活技能訓練）を実施している施設もあります。入所にあたっては、希望する人の更生意欲、資質、健康状態等を検討した上で受入れの判断をしますが、入所決定後は施設職員が面接し、施設在所中の決まり等について指導の上、就労や退所後の生活計画等について聴取し、住民票の移動、国民保険の加入についての助言、就労先の相談等を行います。施設在所中は、就労を原則とし、職業安定所やNPO法人愛知県就労支援事業者機構に求職支援等を依頼する他、協力雇用主への橋渡しを行い、施設内にいる間だけでなく、退所後も就労による自立が図れるよう指導しています。また、無駄遣いをせず、貯蓄を行うよう指導に当たり、健康上の理由等から仕事のできない人は、各施設に配置されている福祉職員が、療養・退所後の生活相談に当たります。

このように、更生保護施設では、日々職員が対象者と向き合い声かけ等を行うなど、心情や生活状況の把握に努め、その都度必要に応じた支援等を行い、少しでも善良な社会人として再起し、再犯に陥らないよう処遇に当たっています。

<住居の確保に向けた取組について>

更生保護施設は一時的な居場所であるため、退所先となる適切な定住先の確保が重要となるところ、就労支援によって継続して就労し、就労先の寮等に移るものが3割程度いる一方で、高齢・障害等により、退所後の住居確保が困難な対象者もいます。そのような対象者については、福祉職員等が社会福祉施設*等転出先の確保に努めていますが、自らアパート等を探そうとしている対象者の中には、保証人になる人が無いことや、更生保護施設に在ること、所持金が少ないこと等から、保証協会の審査に通らない人が多く、希望通りの住居を確保することが困難であることが課題となっています。引き続き就労支援を通じた定住先の確保等を行う一方で、今後は更生保護施設同士の連携を深め、適切な住居確保が行えるよう支援体制の構築に取り組んでまいります。



外観



居室



ミーティングの様子

住居の確保のための取組

NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知

<再非行防止サポートセンター愛知の概要>

当センターは2014年8月の設立以降、「再非行を減らし、笑顔を増やすこと」を目標に少年のサポートを行っています。有償ボランティアで構成されたスタッフ18名のうち、5名が元非行少年であり、対象の少年にとって身近な支援となるよう次の4つの柱をもとにサポートを行っています。

1つ目は「施設内サポート」で、少年院や少年鑑別所にいる少年に対して、面会や通信を重ねています。2つ目は「社会内サポート」で、親元に帰った少年に対して施設内サポートを行っていたスタッフが引き続き食事やドライブなどを通して面会し、サポートを行っています。3つ目は「住まいのサポート」で、自立準備ホームを8室運営し、親元に帰住できない少年の引き受けを行っています。4つ目が「保護者のサポート」で、保護者からの相談受付や親子関係の改善に向けた支援等を行っています。設立時から今日まで130名以上の少年のサポートを行っており、少年のみだけでなく、拘留所や刑務所に入っている青年もサポートを行っています。



自立準備ホーム内観

<帰住先のない少年への支援について>

当センターは県内に8室の自立準備ホームを運営しています。鑑別所や少年院、拘留所、刑務所から社会復帰する際に、様々な事情で親元に帰ることができない場合は、名古屋保護観察所と支援体制を慎重に検討して引き受けを行っています。スタッフが毎日部屋を訪問して面接を行い、手作りの食事を提供しています。さらに障害のある少年へのサポートの必要性から障害福祉サービスのグループホームと就労継続支援B型事業所を設立し、サポート体制の拡大を図っています。

<今後の取組について>

2018年8月に、交友関係などを変えるために県外で生き直したい青少年のサポートをすることと、帰住先がないために少年院から社会に帰ることができない少年をゼロにすることを目標に全国再非行防止ネットワーク協議会を設立しました。加盟団体は、当センターほか、広島県のNPO法人食べて語ろう会、大阪のNPO法人チェンジングライフです。これまでの活動としては、国との意見交換会を開催したり、お互いに協力しながら支援対象者のサポートを行うなどしてきました。

2011年に自立準備ホームの制度が導入されてから10年が経ちますが、自立準備ホームの全国組織はありません。罪を犯した人たちの帰住先の選択肢を増やすこと、全国の自立準備ホームの支援の質を向上させることなどを実現していくため、現在、自立準備ホームの全国組織形成の準備を進めており、2022年3月に自立準備ホームの全国組織の発足を目指しています。

罪を犯した少年や成人をサポートしていく中で、課題と直面をすることは多いです。1つの団体では課題解決できないことを、同じ目的を持った団体同士が、県域を越えてネットワークを形成していき、1人でも多くの人が再非行・再犯から離れて、笑顔を取り戻し、被害者を増やさない取組を確実に進めてまいります。

Ⅲ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1 高齢又は障害のある者等への支援

〔現状と課題〕

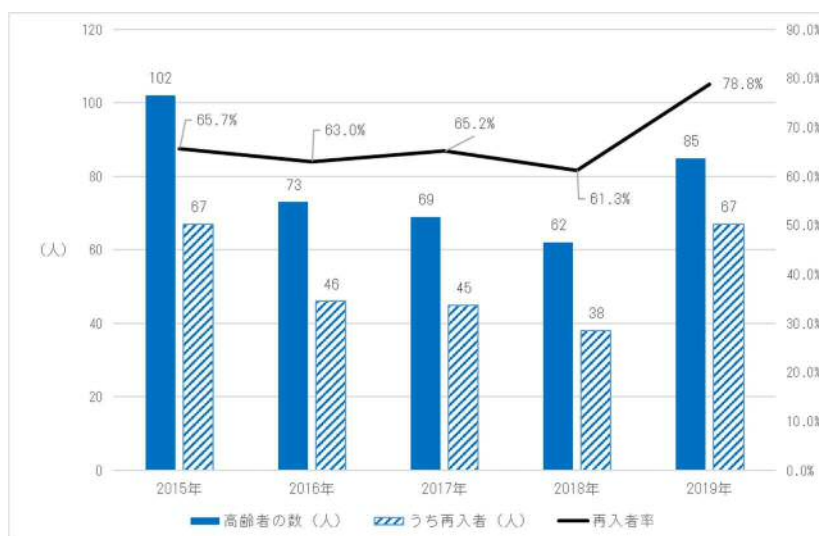
高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全体的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

県においては、地域生活定着支援センター事業として、矯正施設に入所中で、高齢や障害を理由に退所後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行い、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援してきました。そのほか、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活応援ネットワークづくりや高齢者向けの施設や住まいの整備を進めています。県内の民間団体の取組としては、更生保護施設に福祉職員を配置したり、受刑中の高齢者に向けた社会復帰指導を行う等の取組を行っています。

しかしながら、犯罪をした者等には、要介護認定や障害者手帳を取得する程度ではないが支援が必要な者や、本人が希望しないために特別調整の対象とならない場合があり、そのような者が支援制度の狭間に陥って社会の中で孤立することがないように、切れ目ない支援を行うため、関係機関の連携体制の充実及び強化が求められています。

さらに、犯罪をした者等で医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者の中には、保健医療・福祉サービスについて、十分な情報を持っていないことにより適切な支援が受けられず、再犯に至るケースもあることから、刑事司法手続*の入口も含めた各段階で医療保険・福祉サービスを受けられるようにするための取組が必要です。

〔愛知県における新受刑者のうち高齢者群（65 歳以上）の再入者*及びその割合〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
高齢者の数（人）	102	73	69	62	85	2,313	2,498	2,278	2,222	2,252
うち再入者（人）	67	46	45	38	67	1,611	1,753	1,627	1,632	1,615
再入率	65.7%	63.0%	65.2%	61.3%	78.8%	69.6%	70.2%	71.4%	73.4%	71.7%

（出典：法務省矯正局調査）

（１）現在の取組の状況

【国】

- 高齢者又は障害のある者等を、矯正施設からの釈放後に速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っています。（中部地方更生保護委員会）
- 高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者について、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、愛知県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組んでいるほか、特別調整候補者の選定及び関係者のネットワーク構築を兼ねて、年４回候補者検討会議を実施しています。また、名古屋地方検察庁からの依頼により起訴猶予で釈放となる者に対し、釈放前に保護観察官等による面接を実施したうえで、釈放後の帰住先を調整しています。さらに、入口支援として、起訴猶予*等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢又は障害により自立した生活を営む上で困難を有する者に対し、心身の状況に応じた福祉サービスが提供されるよう、支援を行っています。そのほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、心神喪失者等医療観察法に基づく処遇を、医療機関、福祉サービス事業所等と連携しながら実施し、心神喪失者等医療観察法対象者については、家族との問題を抱えている場合が少なくないことから、

2020年度より県内の医療機関からの協力を得ながら、保護観察所主催による「家族の集い」を開催し、家族に対象者とのよりそいに関わり方を学んでもらう取組を行っています。（名古屋保護観察所）

- 特別調整から外れた者についても、支援が必要と思われる者については独自に調整を行っています。（名古屋刑務所）
- 地域生活定着支援センターと連携し、住居の確保等が必要な特別調整対象者については、出所後、円滑に社会復帰できるよう生活の基盤を構築する支援を実施しています。（豊橋刑務支所）
- 障害を有する対象者に、障害者手帳の取得手続きをするなどして、居所を含めた福祉サービスの支援を実施しています。また、釈放時に精神科医療が優先される対象者のうち、意向がある者について、精神科病院への入院治療を調整しています。（岡崎医療刑務所）
- 当所に保護上の移送があった場合、愛知県地域生活定着支援センターと受送元の施設との連絡を密にし、受送元の施設と同センターとの橋渡しを確実に実施できるよう、連携強化を図っています。（名古屋拘置所）
- 在院者が出院後、関係機関の各種窓口に繋がりをやすくなるよう在院者の保護者や学校関係者、雇用主、自治体職員等の出席する支援会議を開催し、当院での教育内容や在院者の特性等の情報共有を行っています。また、必要に応じて、各種手帳取得等の手続きを行っています。（瀬戸少年院）
- 在院者本人から福祉支援を受けることを希望した場合については、支援機関への紹介を実施している。さらに、出院前からラポールを形成して効果的な支援を行うため、在院中から在院者本人及び保護者の同意のもとで、障害者基幹相談支援センターの相談員につなげ、法務教官を交えた面会を実施しています。（愛知少年院）
- 児童相談所や精神医療機関等の関係機関との連携強化に取り組んでいます。（豊ヶ岡学園）

【県】

- 高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設からの退所予定者及び退所者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所中から帰住地において、入所者が退所後直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう地域生活定着支援センターを設置し、本人の社会復帰を支援するとともに、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関との連携を強化しています（地域生活定着支援センター事業）。そのほか、低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援等行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を

送れるよう、生活福祉資金貸付制度についての周知を行っています（生活福祉資金貸付事業費補助金）。（福祉局地域福祉課）

- 障害のある人が自立及び社会参加できるよう、あいち障害者福祉プラン2021-2026（仮称）を策定し、障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施しています。（福祉局障害福祉課）
- 医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれていることから、高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりやNPO、ボランティアなどの多様な実施主体による生活支援サービスの提供を推進しています。また、自宅での生活が困難な高齢者に対応するため、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等、高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備を推進しています。さらに、愛知県認知症施策推進条例に基づき、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、認知症施策を総合的に推進しています。（福祉局高齢福祉課）

【民間団体】

- セーフティネット対策として、生活困難者に対する日常生活自立支援事業の実施主体であり、生活福祉資金貸付事業の相談窓口である市町村社会福祉協議会との連携や、支援に関する情報共有を深め、自立支援活動の推進に取り組んでいます。（愛知県社会福祉協議会）
- 認知症等で判断能力に問題を抱える方への対応として、家庭裁判所に成年後見人候補者を推薦し、成年後見人に選任された会員が、保健医療・福祉サービスの利用支援を中心とした身上監護面の支援を実施しています。（愛知県社会福祉士会）
- 各更生保護施設に、福祉職員を配置するなどして、高齢者または障害のある者に対し、個別の事情に応じて、支援を行っています。（愛知県更生保護事業連盟）
- 矯正施設や保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等の地域生活定着促進事業を実施しているほか、2020年度からは、より身近な地域での支援体制の構築を図る「地域ネットワーク強化業務」が新設されたことを受けて、自治体関係課や市町村の法定化された協議会（自立支援協議会等）、愛知県内の相談機関（障害者基幹相談支援センターや地域包括支援センター*等）、社会福祉協議会、福祉事業所（社会福祉法人やNPO法人等）等の巡回訪問を進め、地域ネットワークの強化を

図っています。また、被疑者・被告人の段階から高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施しています。さらに、受刑中の高齢受刑者に対して、福祉制度の理解を深め、出所後に適切に福祉制度を活用できるように、矯正施設と連携して、社会復帰支援指導を実施しています。そのほか、名古屋地方検察庁、名古屋保護観察所、名古屋矯正管区、愛知県弁護士会等から講師もしくは助言者派遣等をいただきながら、地域の保健医療・福祉関係機関との情報交換会を開催し、矯正施設や環境調整の概要等に関する講座や、事例検討等を通じて、地域ネットワークの強化に努めています。(愛知県地域生活定着支援センター)

- 犯罪をした者等のうち、障害のある者について矯正施設や保護観察所等からの依頼に応じて、自立準備ホームや障害者グループホーム、就労継続B型事業所で受入れを行っています。(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 引き続き、特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っていきます。(中部地方更生保護委員会)
- 矯正施設や愛知県地域生活定着支援センターと連携を図り、特別調整対象者の認定及び特別調整対象者の帰住地確保・福祉サービス利用に向けた調整に協力をするほか、特別調整候補者検討会議を開催し、特別調整対象者の認定が円滑に行われるようにするとともに、定着支援事業のネットワーク構築の拡充に向けて協力をしていきます。また、名古屋地方検察庁からの依頼による重点実施の対象となった者に対し、釈放前に保護観察官等による面接を実施したうえで、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰住先の調整を行います。さらに、更生緊急保護の申出があった者のうち、高齢・障害により福祉サービス利用等により自立が必要な者に対しては、保護観察官による入口支援を実施し、居住先の確保を行うとともに、福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう関係機関・団体と連携をとりながら支援をしていきます。そのほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、心神喪失者等医療観察法に基づく処遇を、保護観察所と医療機関、福祉サービス事業所等と連携しながら実施していきます。(名古屋保護観察所)
- 引き続き、独自調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。(名古屋刑務所)
- 特別調整が円滑に実施できるよう地域生活定着支援センターを始めとする

関係団体との連携強化を図るとともに、帰住先の確保のみならず、出所後の安定した生活についても連携のうえ、切れ目のない支援を推進します。(豊橋刑務支所)

- 関係機関との連携の強化により、適切な情報提供や役割分担を進め、在所中から保健医療・福祉サービスのネットワークを構築します。また、一か所に負担が集中しないように、地域支援を面で捉え、支援者を支援していくような、層の厚い地域ネットワークの構築を目指します。(岡崎医療刑務所)
- 円滑に橋渡しがなされるよう、地域生活定着支援センターを始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。(名古屋拘置所)
- 福祉専門官や社会福祉士を中心に、必要に応じて、各種手帳の取得や関係機関の窓口への引継ぎを円滑に行い、切れ目のない支援を推進します。(瀬戸少年院)
- 福祉支援機関への紹介等を行うほか、障害者基幹相談支援センターを始めとする関係団体との連携を強化し、切れ目のない支援を推進します。(愛知少年院)
- 今後は法的側面からの支援として、弁護士会を始めとする関係機関との連携も図っていきます。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 地域生活定着支援センター事業において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や出所者等に係る特別調整への協力等を実施するとともに、矯正施設・保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携や、地域ネットワークの構築の推進等、取組の充実強化を図ります(地域生活定着支援センター事業)。また、生活福祉資金貸付制度についての周知を行い、低所得者、高齢者及び障害者の経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、低所得者、高齢者及び障害者が安定した生活を送れるようにします(生活福祉資金貸付事業費補助金)。(福祉局地域福祉課)
- 地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援業者のスキルアップに向けた指導等を行います。(福祉局障害福祉課)
- ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりやNPO、ボランティアなどの多様な実施主体による生活支援サービスが地域の実情に応じて提供されるよう、市町村の取組を支援します。また、施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、認知症高齢者グループホーム等の高齢者の住まいの場の確保に取り組めます。さらに、認知症の人やその家族が地域で安心して暮ら

すためには、地域住民によるさりげない見守りの体制づくりが重要であることから、市町村や関係機関と協働して、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護等の地域での見守り体制を整備します。(福祉局高齢福祉課)

【民間団体】

- 相談支援体制の整備を進めると共に、福祉サービスを必要とする方々に、的確に提供できる環境を構築し、地域での安心・安定した暮らしにつなげていけるよう、支援を進めていきます。(愛知県社会福祉協議会)
- 認知症等で判断能力に問題を抱える方に対し、保健医療・福祉サービスの利用支援を中心とした支援を行っていきます。(愛知県社会福祉士会)
- 引き続き、個別の事情に応じた支援を行っていきます。(愛知県更生保護事業連盟)
- 矯正施設や保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者や高齢受刑者等への支援を行っていくとともに、地域ネットワーク強化業務の実施を通じて、愛知県内各圏域ごとの支援体制を理解し、より身近な地域で重層的かつ継続的な支援が提供されるよう、地域の保健医療・福祉関係機関等との連携を図ります。さらに、関係機関の協力を得ながら情報交換会を一層体系化し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等の各施策を一通り学ぶことのできる講座を開催することによって、地域ネットワークの強化に努めます。(愛知県地域生活定着支援センター)
- 引き続き、犯罪をした者等のうち、障害のある者についての受入れを行っていきます。(再非行防止サポートセンター愛知)

高齢者への支援について

愛知県地域生活定着支援センター

2009 年から、都道府県の委託事業として「地域生活定着支援センター」が事業化されました。地域生活定着支援センターは、「刑事司法と福祉をつなぐ」ために、対象者が矯正施設（刑務所や少年院など）入所中から、矯正施設、保護観察所、地域の福祉関係者（行政・民間）等と連携して、各種福祉制度の手続（住民票転出・転入手続、障害者手帳申請手続、福祉サービス利用申請、福祉サービス認定調査手続、各種減免・返還手続、保険・年金手続、生活保護受給手続等）に取り組み、出所したその日から対象者が生活に困らないように支援をします。各都道府県のセンターとも緊密に連携を図りながら、「広域調整」も実施できる体制を整えています。

愛知県では、2010年4月28日に「愛知県地域生活定着支援センター」（委託先：NPO法人くらし応援ネットワーク）が設置されています。

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から居住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用に関する相談支援業務を実施。



支援の一例

①薬物依存症（精神障害）の対象者への息の長い支援

60代男性。特別調整・刑の一部執行猶予ケース。薬物事犯を繰り返し、他県刑務所受刑。他県センター。



冷蔵庫に大量の食器（認知症の影響？）

他県刑務所、名古屋保護観察所、名古屋拘置所、自治体保護係等に連絡し、出所後は県内の医療機関に入院調整。入院中、市町村の障害者基幹相談支援センターに連絡し、利用できそうな地域の事業所探しを依頼。体験利用や手続への同行はセンターで実施。退院後、名古屋保護観察所で薬物依存症回復のプログラムを受講しつつ利用開始。刺青が見つかり勤務先解雇等あったが、関係者で支援会議を重ね、ハローワーク、シルバー人材センターへの相談・同行を実施し、再度就労開始。就労が安定した段階で、サテライト型のグループホームへ移行。一般的に、薬物事犯者の再犯

率は高いが、本ケースでは、出所後2年以上経過しても再犯に至ることなく、現在も定期的に本人に会うなどフォローアップの支援を実施している。

②社会的に孤立して万引きし受刑に至った高齢女性への支援 80代女性。特別調整ケース。万引きを繰り返し、県内刑務所受刑。受刑まで住んでいた「自宅」は、10年以上前に住民票がなくなっており、住所不定となっていた。山の上の物件で、交通の便が悪く、老朽化が進み、各部屋には大量の人形や物や服が溢れていた。近所付き合いもなく、訪ねてくる友人もいなかった。本人は10代の頃から飲食業を転々としていたが、年金はない。貯金を切り崩して生活しており、通帳残高は数百円。長男や長女が結婚したことを覚えていない、住所不定となっていることを覚えていないほどに、家族や地域とは疎遠になっており、アルツハイマー型認知症も進行していた。受刑前は、総菜や缶詰などの万引きを繰り返していたが、医療や福祉の支援の手が届かなかった。受刑後は、介護保険サービスの利用申請に難航したが、刑務所福祉専門官の協力のもと、何とか申請にこぎつけることができた。

2020年度からは、「地域ネットワーク強化業務」が新設されました。対象者にとってより身近な地域で、効率的に支援が提供されるように、関係者とのネットワーク作りを進めています。2020年度は、「圏域ごとのネットワーク作り」を目指して、県内11圏域の会議や法定化された協議会(自立支援協議会等)の場において、事業説明や事例紹介等を行っています。



協議会や勉強会を通じたネットワーク作り

各圏域の「地域アドバイザー」等の方々にも協力いただき、地域の身近な社会資源などを紹介いただいています。地域の関係者の方々と「顔の見える関係」を構築し、地域と役割分担をしながら効率的に支援を提供する「好事例」の蓄積を図る体制作りを進めています。

さらに、こうした地域での生活を見据えて、受刑中からの支援体制作りも始まっています。名古屋刑務所における「社会復帰支援指導」では、高齢受刑者に対して、「各種福祉制度」、「生活保護」の講義を当センターが担当しています。講義を通じて、各種福祉制度を受刑者に身近に感じてもらい、出所後の円滑な支援に結びつけています。

2016年度からは、罪に問われた人の支援について学ぶ勉強会「司法と福祉の情報交換会」を開催しています。矯正施設や保護観察所から講師派遣をいただき、福祉関係者向けに、刑事・矯正・保護の取組、居住支援、就労支援、修学支援、薬物依存症回復支援などを体系的に学ぶ機会を提供できるように努めています。

2 薬物依存を有する者への支援

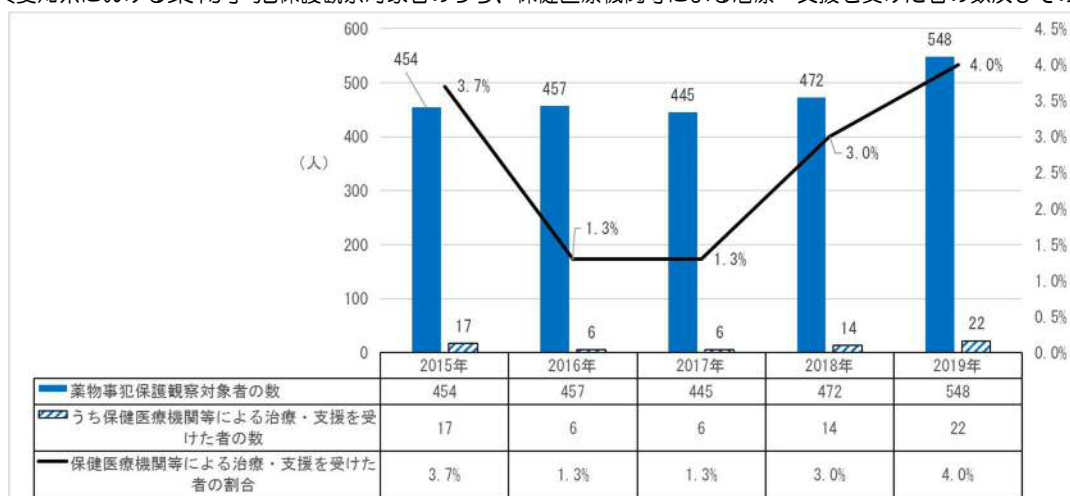
〔現状と課題〕

覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割を占めており、さらに覚醒剤取締法違反により受刑した者の再入率が高いことが明らかとなっています。こうしたことから、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存に陥っている場合があるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、依存症からの回復に向けた適切な治療及び支援を継続的に受けさせる必要があります。

国においては、自助グループと連携した薬物依存離脱指導等、指導内容の充実や関係機関との連携強化を図ることによって依存症からの離脱支援を進めてきました。県においては、薬物依存症の専門医療機関の選定を進めるほか、薬物に関する相談窓口の設置を進めてきました。また、愛知県精神保健センターにおいて、本人や家族を対象とした支援活動を行っています。

薬物依存からの回復と社会復帰には、本人や親族等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関の治療体制及び民間支援団体等の支援の強化が求められ、そのための情報提供や研修等の充実が必要です。さらに本人や家族のほか、地域における依存症に対する理解を深め、薬物依存からの回復に向けた長期的な支援につなげるための啓発活動も必要となります。

〔愛知県における薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県における新受刑者の覚醒剤取締法違反者のうち再入者数とその割合〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
覚醒剤取締法違反者の数 (人)	292	311	268	247	234	5,991	5,580	5,355	4,849	4,378
うち再入者 (人)	201	217	187	182	169	4,413	4,140	3,970	3,626	3,235
再入者率	68.8%	69.8%	69.8%	73.7%	72.2%	73.7%	74.2%	74.1%	74.8%	73.9%

(出典：法務省矯正局調査)

(1) 現在の取組の状況

【国】

- 大学が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会への出席を通じて、県精神保健福祉センターや保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図っています。(名古屋矯正管区)
- 薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止プログラム」(コアプログラム5回・コアプログラム終了後のステップアッププログラム(毎月1回))、簡易薬物検出検査、家族等に対する支援(引受人会)を実施又は開催しているほか、薬物重点実施更生保護施設(愛知県内に2施設)における薬物依存者に対する回復支援の取組を実施しています。また、愛知県更生保護協会による「薬物依存回復支援ネットワーク事業」のもと行われている、保護観察所以外で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、保護観察終了後の回復支援のための「息の長い支援」に引き継いでいます。そのほか、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づいて、関係機関や民間支援団体と連携を進めています。(名古屋保護観察所)
- 教育専門官の増員や処遇カウンセラーの配置等を行い、薬物依存を有する者への支援を強化したほか、薬物依存離脱指導を活用しながら、薬物からの絶縁を図らせる支援を行っています。(名古屋刑務所)
- 出所後に民間支援団体や自助グループ等とつながりがもてるように、薬物事

- 犯者への指導を自助グループ等と連携して行っています。(岡崎医療刑務所)
- 薬物事犯者への指導を自助グループ等と連携して行い、指導内容の充実を図るとともに、薬物離脱への意識の定着のための取組を実施しています。(名古屋拘置所)
 - 出院後の円滑な保護観察への移行のため、保護観察所等との情報共有を行っています。その他、自助グループ等と連携した指導を実施することで、指導内容の充実を図っています。(瀬戸少年院)
 - 在院者及び保護者の希望により、薬物依存専門の医療機関や自助団体を紹介しているほか、医療機関から在院中の経過と共に情報提供を求められた際は、各支援者が共通認識を持てるよう支援会議を開催し、連携を強化しています。また、自助グループ等と連携した指導を実施することで、指導内容の充実を図っています。(愛知少年院)
 - 特定生活指導における薬物非行防止指導の充実を図るとともに、出院後の関係機関による指導に向けて、保護観察所を始めとする関係団体との連絡体制を整えています。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 薬物依存症の専門医療機関の選定及び薬物に関する一般相談窓口の設置を行っているほか、依存症問題に取り組む民間団体への補助金交付や民間団体の相談・普及啓発等の活動を支援しています。そのほか、県精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症等の本人を対象とした回復支援プログラムである「AIMARPP (あいまーぷ)」に取り組んでいます。(保健医療局医務課こころの健康推進室)
- 県精神保健福祉センターと名古屋市精神保健福祉センターの共催で薬物関連問題関係機関連絡会議を開催し、関係機関との連携強化に努めています。そのほか、愛知県精神保健福祉センターにおいて「薬物問題を考える家族教室」や、家族を対象にしたグループ活動である「家族のつどい」を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援しています。(保健医療局医薬安全課)
- 薬物乱用防止講話や薬物乱用防止キャンペーンを実施し、薬物乱用防止についての啓発を行っています。また、薬物事犯検挙者に対する再乱用防止活動を行い、回復の支援を行っています。(県警本部薬物銃器対策課)

【民間団体】

- 国が行う薬物処遇重点実施施設に指定された県内の2施設において、薬物処遇専門職員を配置し、在所中に薬物依存症等の回復支援プログラムであるスマ

ープモデルに基づく、薬物処遇を行っています。(愛知県更生保護事業連盟)

- 大学が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会への出席を通じて、県精神保健福祉センターや保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図っています。(愛知県地域生活定着支援センター)
- 医療機関や自助グループへの引継ぎを行い、必要に応じて関係機関へ同行するサポートを行っています。(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 引き続き、関係機関との連携強化のため、研究等への協力を行います。
(名古屋矯正管区)
- 引き続き、薬物事犯者への「薬物再乱用防止プログラム」等を確実に実施するほか、関係機関や民間支援団体との連携を進め、薬物依存からの回復支援のための基盤づくりに寄与していきます。また、薬物事犯者等が刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスが受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられるよう、自治体の関係部局や関係機関・団体と連携し、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築に努めます。(名古屋保護観察所)
- 引き続き薬物依存離脱指導を活用しながら、薬物からの絶縁を図らせるほか、支援専門家の知見を活用するべく、民間団体等との連携を強化し、薬物依存離脱指導を充実化を図ります。(名古屋刑務所)
- 薬物事犯者のうち、精神疾患や知的障害等を有する者については、臨床心理士によるカウンセリングを主体とした個別指導を行います。(岡崎医療刑務所)
- 収容中に受けた薬物依存離脱指導の効果を社会に戻ってからも持続させて社会へつなげるため、県精神保健福祉センターを始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。(名古屋拘置所)
- 引き続き、保護観察所と連携し、社会復帰に必要な情報提供を行っていきます。さらに自助グループ等と連携し、院内での指導の充実強化を図るほか、出所後も自助グループ等の社会資源へ円滑につながるよう指導し、切れ目のない支援を推進します。(瀬戸少年院)
- 引き続き関係団体との連携を強化し、専門家の知見を活用しつつ、薬物非行防止指導の充実化を図ります。(愛知少年院)
- 引き続き、保護観察所を始めとする関係団体との連携強化を図るとともに、

薬物非行防止指導を通じて、薬物非行防止への意識の定着を図るなどして、出院後も見据えた息の長い支援を実施します。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症治療拠点機関*・依存症専門医療機関*として選定及び周知を行い、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるほか、依存症問題に取り組む民間団体へ補助金を交付し、依存症問題の解決に向けた取組を支援します。また、薬物をやめたい気持ちを高めていくことを目的として回復支援プログラムを開催して、本人の薬物依存症からの回復を支援します。(保健医療局医務課こころの健康推進室)
- 愛知県精神保健福祉センター等で薬物依存者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施する等、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。また、薬物依存者に対する支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携や活用を図り、団体の活動の紹介を積極的に行うなど、必要に応じた支援を行います。そのほか、関係機関連絡会議等を通じて愛知県精神保健福祉センターや保健所等の関係機関との連携を強化し、薬物依存者やその家族を適切な支援団体や自助グループへつなぎます。(保健医療局医薬安全課)
- 取締活動を通じて薬物乱用者や、その家族等を対象に必要な応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。また、関係機関等と連携し、テレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。(県警本部薬物銃器対策課)

【民間団体】

- 今後医療機関と連携した取組について検討をしていきます。(愛知県更生保護事業連盟)
- 引き続き、関係機関との連携強化のため、研究等への協力を行っていきます。(愛知県地域生活定着支援センター)
- 引き続き、保健医療・福祉関係機関への引継ぎや、生活支援を行います。(再非行防止サポートセンター愛知)

(1) 地域連携ガイドラインの策定

法務省と厚生労働省は、2015年に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、保護観察所と地域の保健医療・福祉機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携することにより、効果的な支援が行えるよう、関係者が共有すべき基本的な事項が定められるとともに、薬物依存症者とその家族に対する支援について整理がなされています。

また、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症という病気であるという視点も重要であり、薬物の再使用を防ぎ、適切な治療・支援を行うことにより回復することができる病気であるという認識を持ち、地域における息の長い支援を継続的に行っていくことにより、再犯を防ぐことが必要であることがこのガイドラインで指摘されています。

(2) 保護観察所における取組

地域連携ガイドラインに基づきつつ、薬物事犯者に対する息の長い支援が必要であることを念頭に置き、保護観察所において取り組んでいることは以下のとおりです。

ア 「薬物再乱用防止プログラム」の実施

依存性薬物の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、簡易薬物検出検査を併用し、認知行動療法を基盤とした「薬物再乱用防止プログラム」の受講が義務付けられた者に実施し、薬物依存からの回復のための支援及び指導を行っています。

名古屋保護観察所における、2019年度、同プログラムの実施状況等は、以下のとおりです。

- ・薬物再乱用防止プログラム実施人数 延べ 2,358 人
- ・薬物再乱用防止プログラム実施対象者新規受理人員 282 人

イ 外部専門職を招いての「薬物再乱用防止プログラム」実施

2016年、刑の一部の執行猶予制度*が始まり、薬物再乱用防止プログラムを長期間にわたって受講する者が増えました。そのため、名古屋保護観察所では、受講者が抱えている問題性や特性に配慮しながらプログラムを実施しています。

名古屋保護観察所では、「薬物再乱用防止プログラム」の多くを集団でのグループワークで行うこととし、医師、臨床心理士、看護師、ダルクメンバー等有識者の方々を講師としてお招きして実施し、地域の医療機関や支援機関と保護観察期間中から繋がることができるよう配慮しています。

コアプログラムを経てステップアッププログラムへと受講を継続していくにつれて、受講者からは、「薬物を使用せずにはいられたのは薬物検査のおかげ。でも、薬物を見せられたら断れるか、怖い。」「テキストにあったフラッシュバックを体験した。」といった、さまざまな不安や本音が出てきます。保護観察官はこ

うした受講者の気持ちを丁寧に受け止め、プログラムが受講者の断薬を支える場となるよう努めているところです。



薬物再乱用防止プログラムの様子
(イメージ)

ウ 家族や引受人等周囲の理解と支援のための取組

薬物依存症者の薬物の再使用を防ぐためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が必要不可欠です。そのため、名古屋保護観察所では、名古屋ダルクや三河ダルクのほか、家族会、愛知県精神保健福祉センター、医療機関等の専門職等の皆様からの御協力を得て、2019年度は計8回、矯正施設入所中の者等の引受人や家族等の皆さんを対象に、薬物依存に対する適切な支援・対応方法等を学び、精神的に支援することを目的として、引受人会を実施したところであり、この取組を続けていきます。

(3) 薬物依存症者に対する息の長い支援に向けて

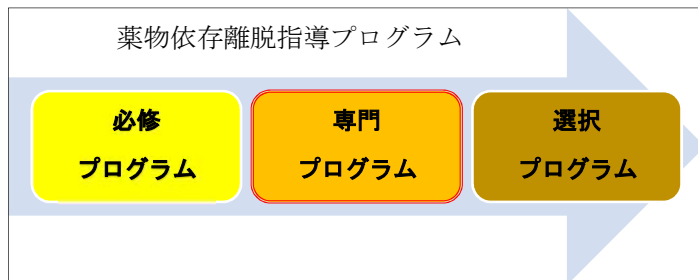
保護観察所が薬物依存症者の保護観察期間終了後、いつまでも関わることはできません。

現在、名古屋保護観察所としては、民間団体及びボランティアの皆さんの協力を得ながら、地域において継続して支援を受けることができるよう、夜間や日曜日に保護観察終了後も参加できる回復支援プログラムを開催するように努めています。今後、地域の各関係機関・団体の支援と協力を得ながら、保護観察終了後にも参加ができるプログラム開催場所を増やしていきたいところです。

愛知県に居住する薬物依存症者が薬物を再使用しない生活を続けるため、名古屋保護観察所においては、本人とその家族を「孤立」させず、「息の長い」支援ができるよう、ダルクなどの薬物依存症回復支援施設、医療機関、精神保健福祉センター等関係機関・団体の皆様方との連携強化に努めています。

薬物事犯による再犯率は 13 年連続増加傾向にあり、更生が難しいと言われてい
ます。矯正施設では数十年にわたって、薬物離脱指導を続けていますが、2016 年からは
新たに心理療法的な観点などを取り入れた「薬物依存離脱指導プログラム」を導入しま
した。薬物事犯受刑者の多くは「薬物依存症を抱えている」ことを理解し、「薬物依存
症からの回復」を目指して実施しています。依存症は完治することはありませんが、回
復することはできる「病気」なのです。薬物をやめることはできませんが「やめ続ける
こと」はできるようになります。そのための治療プログラムです。

薬物依存離脱指導プログラムは、図のように 3 つのプログラムが用意されており、導
入部分から専門的な介入まで
段階的に構成されています。特
に専門プログラムは、拘置所の
職員に加えて、①民間協力者
（リハビリ施設職員等）②処遇
カウンセラー（臨床心理士等）



がチームを組み、週 1 回、全 12 回のグループワークを体系的に実施し、また、指導の
内容も、認知行動療法や動機付け面接法などの心理療法的な専門的手法を取り入れて行
っています。



指導の目標は、薬物事犯受刑者が「完全には治らない依存症」を抱えたまま、出所後い
かに「上手に」薬物とかわからない生活を営
み、維持していくかを学んでもらうことがひ
とつの柱になっています。そして、受刑者一
人ひとりの性格やそれぞれが抱えた生活上
の問題などを、各人に合わせた形でサポート
していく視点を重視しています。

プログラムの中には「薬物依存症からの回
復は、社会に戻ってからが本番。」と示されておりますので、矯正施設を出たあとに、
薬物使用者の社会復帰支援がスムーズに達成されるためには、民間の自助団体等による
支援へと橋渡ししていくことも重要になります。プログラムが終了して完結ではありま
せんので、保護観察所などの関係機関や地域とも連携しながら、社会復帰に向けた橋渡
しにも注力していきたいと思ひます。

Ⅳ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等のための取組

1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等

〔現状と課題〕

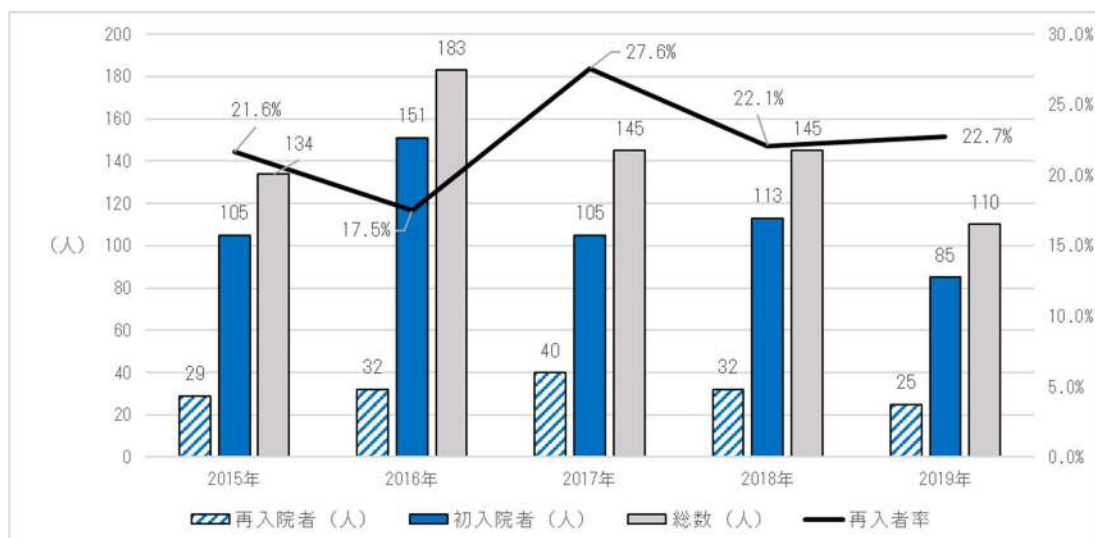
我が国における高等学校進学率は98.5%であるのに比べ、少年院入院者の28.9%、刑務所入所受刑者*の37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等を原因として高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

県においては、非行の未然防止のため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めてきました。また、中退者等については若者の就労支援機関と連携した就労支援の提供等を行い、非行を犯した少年に対しては立ち直りを支援するため、農作業やボランティア活動等を通じた居場所づくりを推進しています。民間団体においては、子ども食堂の経営やボランティアによる学習支援等が行われています。

しかしながら、少年が非行に至る要因は様々であり、非行を犯した少年の持つ背景と原因を見極めた対応と、より効果的な支援のために担当職員の資質の向上及び教育機関や警察等の関係機関の連携強化が求められます。

そのほかに、非行を犯した少年の立ち直りを支援するための修学支援や就労支援、居場所確保等を進めるためには周囲の一層の理解と受入れ体制が必要であり、非行少年の立ち直り支援の必要性についての啓発を行うことが必要です。

〔愛知県における少年院入院者数及び再入者数〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
再入院者（人）	29	32	40	32	25	460	499	414	381	300
初入院者（人）	105	151	105	113	85	2,283	2,064	1,733	1,727	1,427
総数（人）	134	183	145	145	110	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727
再入者率	21.6%	17.5%	27.6%	22.1%	22.7%	16.8%	19.5%	19.3%	18.1%	17.4%

（出典：法務省矯正局調査）

（１）現在の取組の状況

【国】

- 学習意欲のある保護観察対象者に対して、民間ボランティア（ＢＢＳ）と連携して学習支援等を行っています。そのほか、愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議構成員として、関係機関との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会において、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図っています。（名古屋保護観察所）
- 外部講師を招聘し、高卒認定試験の受験指導体制の充実を図るほか、大学・高校等進学を希望する在院者に向けて、民間団体の修学支援デスクを用いて、学校情報の提供を行っています。また、県内の某通信制高校の入学試験を院内で実施し、合格した場合には、面会・通信により同校における学習指導を行っています。（瀬戸少年院）
- 高卒認定試験の受験希望をした在院者に対し、本人の学習進度に対応した学習ができるよう、民間学力試験の実施や、学習用タブレット端末の活用を進めているほか、発達障害等を抱える在院者のうち、高卒認定試験の受験を希望する者に対して、外部講師を招聘して学習支援を行っています。そのほか、少年院内で修学支援情報の提供を受けられるよう、民間業者と契約し、希望者が受験を検討する高等学校等のパンフレット及び業者作成の調査報告書を閲覧できるようにしています。（愛知少年院）
- 入院後早期の段階から保護者を含めた関係機関との支援会議等を実施し、円滑に復学できる体制を整えています。（豊ヶ岡学園）

【県】

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援するためのネットワークである子ども・若者支援地域協議会の設置を促進しています。そのほか、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携して「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」を展開し、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進しています。（県民文化局社会活動推進課）
- カウンセラー・ソーシャルワーカーの配置、教員を対象とした「いじめの未然防止」に資する研修等、生徒を対象とした「薬物乱用防止」に関する研修等

を実施した私立高校に対し補助を行っているほか、修学を一層容易にするため、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図っています。(県民文化局学事振興課私学振興室)

- 「あいちの教育ビジョン 2020」に基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めています。さらに、学び直しを望む出所者に対し、関係機関と連携し、定時制や通信制高校等の入学案内を配布し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援しているほか、就学支援金や奨学金貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行っています。(教育委員会高等学校教育課、財務施設課)
- 「あいちの教育ビジョン 2020」に基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めています。さらに、不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室*の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール*等との連携を検討しています。そのほか、小中学校における修学援助について、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を働き掛けています。(教育委員会義務教育課)
- 学校における薬物乱用防止教育の充実を図るために、薬物乱用防止教室の指導者となる教員に対して研修を実施するほか、警察や保健所、学校薬剤師等の協力を得て、各学校において「薬物乱用防止教室」を実施しています。(教育委員会保健体育課)
- 少年警察ボランティア*等との連携による学習支援をはじめとした、各種立ち直り支援活動を実施しているほか、小中学校・高等学校と連携し、児童・生徒に対する薬物乱用防止教室を実施しています。さらに、学校、少年警察ボランティアと連携し、繁華街・大型店舗等における合同補導を実施しています。(県警本部少年課)

【民間団体】

- 学校で生活上困難を抱える子どもに対して、質の高い相談支援ができる人材を育成するために、スクールソーシャルワーカー養成研修を実施しています。また、研修の修了者の中で希望する者をリスト化し、県や市町の教育委員会等からの推薦要請にも対応しています。(愛知県社会福祉士会)
- 地域小学校、中学校と連携し学校区内の巡視、見守りを実施しているほか、県内の更生保護施設での昼食づくりの活動を通して非行の防止や立ち直りの支援を行っています。さらに、県内で子ども食堂の経営により居場所づくりを行

うとともに、民生委員や保護司等のボランティアと協力して学習支援を行い、非行防止に取り組んでいます。(愛知県更生保護女性連盟)

- 保護観察所の依頼により行うBBS会*員による学習支援等のともだち活動に対し、財政的支援をする等して協力をしています。(愛知県BBS連盟)
- 在院中の少年に対して、外部講師として、高卒認定試験合格等に向けた学習支援を行っています。さらに、非行少年の立ち直り支援への理解促進や、より質の高い支援のため、児童相談所の職員に向けた研修を実施しています。(NPO法人くらし応援ネットワーク)
- 高等学校等に進学、あるいは高卒認定試験の受験を希望する少年については、在院中から受験ができるようサポートを行っています。また、仮退院後は学校及び保護者と連携して卒業までサポートを行っています。(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 矯正施設において就学支援等を受けた保護観察対象者について、矯正施設、保護観察所、民間ボランティア、地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、円滑な連携ができる有機的ネットワークの構築を検討していきます。(名古屋保護観察所)
- 高卒認定試験の受験指導体制の充実を図るとともに、進学を希望する在院者に対しては、在籍している中学校、高等学校等と調整を図り、在院中から受験ができるよう連携体制を強化します。(瀬戸少年院)
- 在院者のニーズを把握し、民間資源等を活用して修学支援の充実を図ります。(愛知少年院)
- 社会復帰の受け皿となる中学校等に対して、円滑な復学につなげるよう、ケース検討会や支援会議等で積極的な情報提供を行って、個別の事情に応じた支援が行えるよう連携強化を図ります。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援するためのネットワークである子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。また、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携して「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」を展開し、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進します。(県民文化局社会活動推進課)
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童・生徒の

問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実等に対し、支援していきます。また、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を実施し、就学を支援していきます。そのほか、私立学校において、薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、研修等への支援を実施していきます。（県民文化局学事振興課私学振興室）

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。また、学び直しを望む出所者に対し、関係機関と連携し、定時制や通信制高校等の入学案内を配布し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援するほか、就学支援金や奨学金貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。そのほか、少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。さらに、少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。（教育委員会高等学校教育課、財務施設課）
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図り、小中学校における修学援助については、市町村に対して制度の趣旨に沿った援助の実施を働きかけ、修学継続のための支援を行います。そのほか、不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室の効果的な活用を図るとともに、フリースクール等との連携を進めます。さらに、少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。また、少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。（教育委員会義務教育課）
- 学校での薬物乱用防止教室を推進するため、教員がその必要性を理解し、指導の実践方法を身に付けるための研修会を開催し、資質の向上を図ります。また、学校で開催される薬物乱用防止教室を警察や薬物専門講師等と連携して行う等、薬物乱用防止教室の充実を図ります。（教育委員会保健体育課）
- 修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティア等の少年警察ボランティアと連携し、学習支援、社会奉仕体験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。また、各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち

直り支援の必要性等についての理解を広げます。(県警本部少年課)

【民間団体】

- スクールソーシャルワーカー養成研修を実施し、学校生活で困難を抱える子どもたちに質の高い相談支援ができる環境づくりに取り組みます。(愛知県社会福祉士会)
- 見守り活動や居場所作り、学習支援等の活動を通して、非行の防止及び立ち直り支援に取り組んでいきます。(愛知県更生保護女性連盟)
- 引き続き、ともだち活動に対し、協力をしていきます。(愛知県BBS連盟)
- 引き続き、院内での学習支援活動や、職員向け研修の実施を行っていきます。(NPO法人くらし応援ネットワーク)
- 在院中の学習支援及び仮退院後のサポートを行います。(再非行防止サポートセンター愛知)

非行防止に向けた取組について

愛知県更生保護女性連盟

<更生保護女性連盟について>

1951 年 愛知県更生保護婦人会として結成

2003 年 愛知県更生保護女性連盟と改称

愛知県更生保護女性連盟は、各地区更生保護女性会（以下「地区会」という）相互の連絡協調を助長し、関係機関・団体と連携し、地域に寄り添いながら更生保護の心を広め、これに必要な活動を展開し、もって更生保護事業に貢献することを目的としています。現在、愛知県内に 57 の地区会があり、約 6,000 名の会員が心豊かに生きられる明るい社会作りを目指して活動しています。

主な活動（三つの柱）

- 1 更生保護活動・・・罪を犯した人達の立ち直りを支援する
- 2 非行防止活動・・・青少年の健全育成を支援する
- 3 子育て支援活動・・・子育て中の家族を応援する

<子ども食堂>

一部の地区会では子育て支援活動として、子ども食堂を開いています。地域ボランティアや民生委員の方たちの協力をいただき、更生保護女性会*員や他団体の方たちが持ち寄り、地域の方に差し入れ等していただいた食材を使って運営をしています。ここで出されるカレーライスは子ども達に大人気です。多い時で子どもからお年寄りまで、およそ 50 名の方に来ていただいています。

子ども食堂では食事の他に、大学生による学習ボランティアが毎回子ども達の勉強を見てくれます。子ども達が学力をつけ、楽しく学校生活を送ることができる様に支援しています。

その他に、歯科衛生士による歯の大切さの講習会のほか、裁縫講習、花壇づくり等、女性ならではの活動をしています。

子ども達は自由に遊び、友達の輪を広げ、楽しそうに参加しています。



配膳風景



歯の大切さの講習会



学習支援

<更生保護活動>

57 の地区会が、愛知県内にある 6 ヶ所の更生保護施設を分担して、施設において定期的に日曜日の昼食作りや清掃活動を行っています。入所者に温かい食事を用意し、家庭の味や母の味を食べていただきたいとの思いで、お節介おばさん達が支援を続けています。また、夏には流しそうめん、冬にはお餅つきなどの行事を開催しており、入所者に遠い故郷、母の顔を思い出し正しい道を歩んでいただきたいと願っています。

法務少年支援センターの活用 名古屋少年鑑別所

法務少年支援センター*は、少年鑑別所が地域社会における非行や犯罪の防止に関する援助業務（これを地域援助と言います。）を行うために使用している名称であり、各都道府県にある非行や犯罪に関する相談機関です。

少年鑑別所は、家庭裁判所の決定により非行少年を約4週間収容する法務省の施設ですが、2015年から、これまで非行少年と向き合う中で培ってきたノウハウを地域の非行や犯罪の防止に役立てるべく、援助業務を行うようになりました。名古屋少年鑑別所は「愛知法務少年支援センター」として、関係機関と連携を図りながら援助業務を実施しており、対象となる方は未成年に限らず、成人の方の御相談等にも応じています。

これまでに寄せられた相談内容では、保護者の財布から金銭持ち出しを繰り返す事例や万引き、家出、不良交友等の問題が多く、その他に、わいせつ行為、家庭内暴力などの御相談もあります。一人一人、問題の背景は異なりますので、心理の専門職がじっくりと話を聞き、心理検査も活用しながら問題の見立てを行い、解決のための指針を探っていきます。2019年は、個人からの相談依頼がのべ206件、小・中学校、児童相談所及び保護観察所等の機関からは184件の相談依頼に応じています。非行や犯罪に関する問題で、何かお困りのことがありましたら、お気軽に御相談ください。

【支援の内容】

1 能力・性格の調査

心理検査を実施し、結果をわかりやすく伝えます。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

面接や心理検査を行い、問題行動の原因や指導・支援の内容について提案します。

3 御本人や御家族に対する心理相談

希望に応じ、心理相談を行います。

4 事例検討会等への参加

問題行動のある方に関する事例検討会に出席し、見立てや指導方法に関する助言を行います。

5 研修・講演・法教育等

非行や、思春期の子どもの行動理解と指導方法などについてお話しします。非行少年に対する司法手続きなどについて、児童・生徒を対象とした法教育授業（いわゆる「出前授業」）も行っています。



心理相談室の様子

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組

1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

〔現状と課題〕

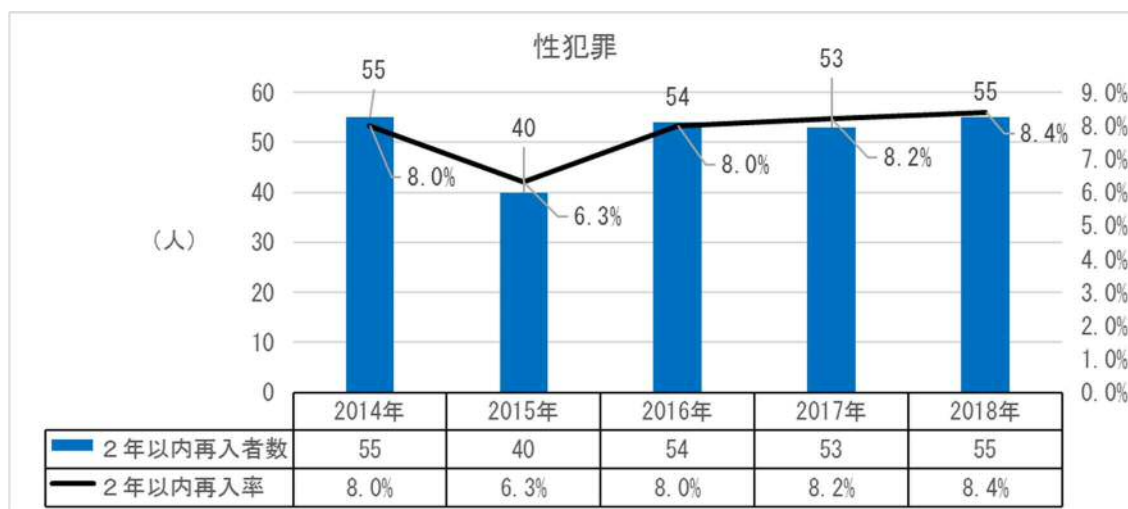
犯罪をした者等はそれぞれに経歴や性格をはじめ、家庭環境や経済的状況、交友関係など異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のほかに、そのような対象者の背景や特性を把握した上で、対象者にとって適切な指導等を継続的に行うことが重要となります。

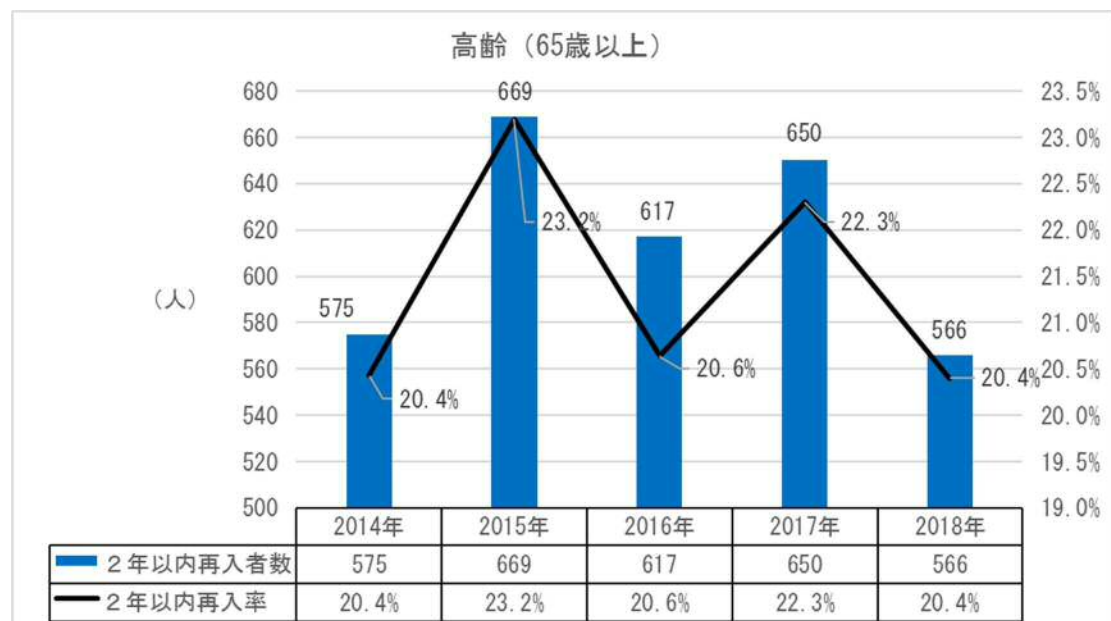
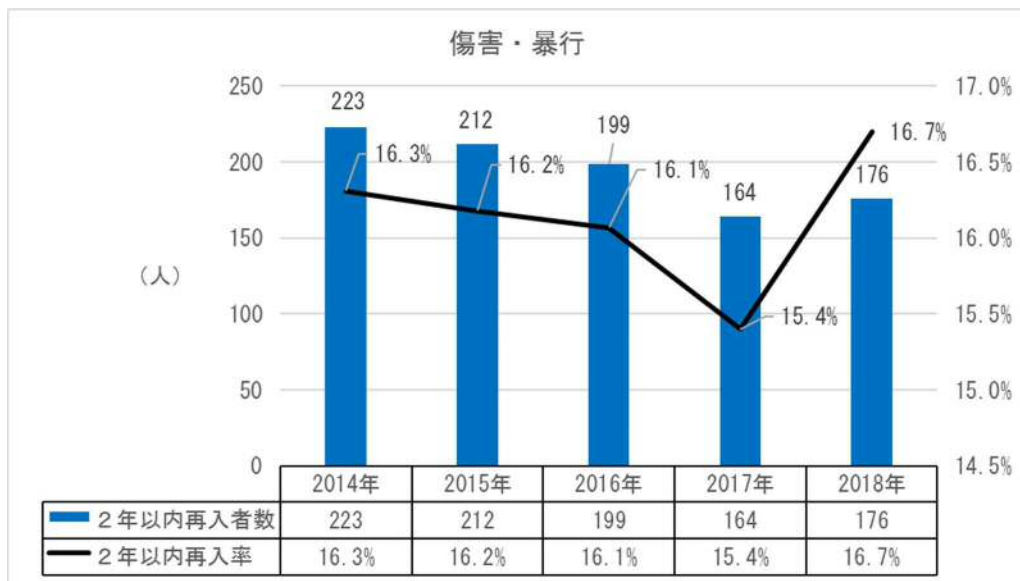
これまで、国においては、個々の特性に応じた各種改善指導*の実施等を行ってきました。県では、ストーカー加害者に対するカウンセリング受診の働きかけや、暴力団の離脱に向けた取組等を進めています。また、矯正施設出所後の女性特有の悩みを相談できる専用窓口の設置や、増加する児童虐待相談に速やかに対応するため、児童相談所の機能強化等を図ってきました。

しかしながら、対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関を始めとする関係機関の連携不足による指導の継続性・一貫性が不十分であることが課題となっています。

※以下の統計データは、データの都合上、都道府県別数値ではなく、全国数値を使用しています。

〔主な罪名・特性別2年以内再入者数及び2年以内再入率〕







(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

(1) 現在の取組の状況

【国】

- (性犯罪) 刑事処分により保護観察となった者のうち、特別遵守事項に性犯罪者処遇プログラム受講が設定されている者に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施しています。

(ストーカー) 刑事処分により保護観察となった者のうち、ストーカーに認定した者に関し、被害者等に接触を試みようとする等の特異動向がうかがわれた場合は、愛知県警察と連携を図り、再犯防止に努めています。

(少年の保護者への支援) 保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行っています。

(名古屋保護観察所)

- 受刑開始時に心理専門職による面接・調査によって当該受刑者の性格特性及び再犯リスク要因を明らかにし、個々の受刑者に応じた所内での各種改善指導の実施や、円滑な社会復帰を妨げるおそれがある医療・福祉面での問題についての支援に寄与する取組を行っています。(名古屋刑務所)
- 精神疾患を有する懲役受刑者のうち、特に出所後の生活に適応する能力の改善が必要である者に対して、作業療法士による治療としての作業療法を実施しています。また、担当職員(刑務官)、看護師及び社会福祉士等による、円滑な社会復帰のために生活指導等を定期的の実施しています。(岡崎医療刑務所)
- 被収容者の犯罪特性に応じて、一般改善指導や特別改善指導を実施し、再犯防止に向けた意識の定着を図っています。(名古屋拘置所)
- 感情や行動の統制が難しい少年に対する呼吸セルフコントロールプログラム

や、文化の違いを背景に生き辛さを抱える外国籍在院者に特化したワークブックを開発し、グループワーク等を行っています。(瀬戸少年院)

- 特定生活指導等に民間団体等から外部講師を招聘し、専門家の知見を活用した指導体制の構築を図っています。(愛知少年院)
- 円滑な社会復帰のため、在院者と保護者の関係改善のための面談等を実施しているほか、少年鑑別所による処遇鑑別*を依頼し、矯正教育の効果検証と出院後の課題の洗い出しを行い、円滑な社会復帰につながるよう保護観察所や協力雇用主、保護者と情報共有を行っています。さらに、発達上の課題を有する在院者への理解を深めるため、児童の発達支援を専門に行っている民間企業の講師を招聘し、職員研修を開催しています。(豊ヶ岡学園)
- 少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握できる「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」を活用し、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程(少年院等で教育中)の少年に対してもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別を実施しています。また、愛知県警との間で「少年の立ち直り支援に関する協定」を締結したほか、教育・福祉機関との合同支援会議に積極的に参加するなどし、関係機関とも連携しながら、対象者の特性に応じた支援を行っています。(名古屋少年鑑別所(法務少年支援センター))

【県】

- 児童相談センターにおいて、非行や問題行動に関する相談を含めた児童やその家族に関する様々な相談を受付け、児童がその権利が守られ、心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関と連携しながら支援を行っています。
非行相談においては、児童や保護者との面接等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童自立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援しています。
また、愛知県女性相談センターでは、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談員が対応し、アドバイスや指導等を行っている他、弁護士による専門相談、施設への入所対応などを実施しています。(福祉局児童家庭課)
- 予期せぬ妊娠の相談窓口を周知し、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等について知識の普及及び支援を行っています。(保健医療局健康対策課)
- 出所後の所在確認を実施しています。(県警本部生活安全特別捜査隊)
- 保護観察所との連携により、ストーカー事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特異動向等の情報を共有し、被害者への接触防止の指導を徹底して行っています。また、保護観察所が行う仮釈放の取消の申出、刑の執行猶予の

言い渡しの取消の申出に必要な事項に関する情報提供を行っています。さらに、ストーカー加害者への対応を担当する職員に対して、精神医学的・心理学的アプローチに関する技術や知識の向上を目的とした研修の受講を促進しています。そのほか、ストーカー加害者に対して、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを実施しています。（**県警本部人身安全対策課**）

- 暴力追放愛知県民会議を事務局とする労働基準局、刑務所、拘置所、少年院、保護観察所、愛知県、名古屋市及び愛知県警察で構成する「愛知県暴力団離脱者対策協議会」を開催し、暴力団離脱者の社会復帰のための就労対策について連携を図っています。また、暴力団による脱退妨害や報復を恐れる者の要望に応じ、県境を越えた受入企業の紹介を行うなど、他県と連携し、再犯防止、社会復帰対策に取り組んでいます。さらに、暴力追放愛知県民会議と連携し、県下の少年院において、暴力団排除教育を実施し、暴力団への加入阻止を促進しています。（**県警本部組織犯罪対策課**）

- 関係機関によるケース検討会を実施し、関係機関との連携強化を図っているほか、過去に非行少年として取扱いのあった少年に対する、農業体験活動や学習支援活動を通じた立ち直り支援活動を推進しています。さらに、少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する講話を実施しています。（**県警本部少年課**）

【民間団体】

- 弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、刑事司法の各段階において支援を行うことで、円滑な社会復帰を目指す「よりそい弁護士制度」の事業を実施しています。（**愛知県弁護士会**）
- 犯罪をした者等への効果的な支援について考え、社会福祉士及び福祉関係者、司法関係者等のスキルアップを目的とした研修会を企画しています。（**愛知県社会福祉士会**）
- 犯罪をした者等の特性に応じてきめ細かに、就職相談、ハローワークへの橋渡し及び協力雇用主との調整等を行い、その者の立ち直りに資する就職と職場定着を図る取組を行ってまいります。（**NPO法人愛知県就労支援事業者機構**）
- 犯罪の当事者経験のある支援者を活用し、支援対象者に身近な支援をできるようにしています。さらに矯正施設内から面会・手紙のサポートを行い、社会でのサポートに繋げる取組を行っています。（**再非行防止サポートセンター愛知**）

(2) 今後の取組予定

【国】

- (性犯罪) 引き続き、性犯罪者処遇プログラムの受講が必要な保護観察対象者に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施していきます。
(ストーカー) 引き続き、ストーカーに認定した者のうち特異動向が認められる場合は、愛知県警や所轄警察署と連携を図り、再犯防止に努めます。
(少年の保護者への支援) 引き続き、非行少年の親子関係改善のため、定期的に外部講師による支援を行います。(名古屋保護観察所)
- 引き続き、初期段階での調査技能の向上及び精度を高め、より効果的な支援の在り方について検討していきます。(名古屋刑務所)
- 出所後の生活に適応するために必要とされる能力について、支援活動を行っている福祉関係団体等から具体的な情報を収集して、作業療法や生活指導等の内容に反映させるなど、当該指導等の効果を高める方策を検討します。そのほか、各種療法・指導等の回数の増加、対象者の範囲を広げるなど、社会復帰に向けた支援の充実を図ります。(岡崎医療刑務所)
- 各種改善指導における個別指導及グループワークについて、専門家の知見を活用して、その精度を高め、当該指導の充実化を図ります。(名古屋拘置所)
- 外国籍在院者に対する取組について、効果検証を適切に行い、民間有識者からの継続的な意見聴取を行うなどし、社会内処遇と有機的な連携を図ることのできる取組とします。(瀬戸少年院)
- 公認心理士又は臨床心理士による職員の研修会を実施するなどし、効果的な指導の充実を図ります。(愛知少年院)
- 指導職員の育成と併せて、ケースに応じた効果的な支援について検討を重ねていくとともに、保護観察所を始めとする関係団体との連携強化を図り、円滑な社会復帰につながる取組を継続します。(豊ヶ岡学園)
- 鑑別や観護処遇*を通して培ってきたアセスメント機能及び処遇技術を地域援助において発揮し、刑事司法(矯正)手続内だけではなく、関係機関・団体等からの幅広く多様なニーズに応じられるようにするとともに、当該取組をより多くの人々に認知してもらえるよう、積極的に広報活動を行います。また、関係機関との連携を深めながら、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した支援を行っていきます。(名古屋少年鑑別所(愛知法務少年支援センター))

【県】

- 女性相談センター事業において、女性が矯正施設出所後の悩み事等を相談できるように、電話及び面談による相談を受け付け、必要な助言や援助を行うほか、非行防止のため、関係機関によるケース検討会を実施します。また、非行少年に対し、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関と連絡し、支援を行います。さらに、子育てに不安を感じている保護者に対して相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、オレンジボン・キャンペーンを実施するとともに、子どもと子育てに関する悩みについての気軽な相談窓口として、匿名での相談にも対応する電話相談を実施します。そのほか、専門的知識を持った相談員が、休日・夜間における児童相談所全国共通ダイヤルによる相談に対応することにより、24時間365日子どもの悩みやしつけなど子育ての困り事などを気軽に相談できる体制を強化します。また、不良行為をなし、またはなす恐れのある児童等を愛知学園に入園させ、集団生活のもとで自立を支援します。(福祉局児童家庭課)
- 引き続き、女性健康支援事業において、予期せぬ妊娠など妊娠・出産に関する相談支援を行います。(保健医療局健康対策課)
- 引き続き、対象者の出所後の所在確認を、出所日から速やかに行い、継続的な所在確認を実施します。(県警本部生活安全特別捜査隊)
- 引き続き、ストーカー加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力を行います。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に対し、研修の受講を促進して、精神医学的・心理学的アプローチに関する技術や知識の向上を図ります。そのほか、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。(県警本部人身安全対策課)
- 引き続き、愛知県暴力団離脱者対策協議会を開催し、暴力団離脱者の社会復帰のための就労対策について連携を図ります。また、暴力追放愛知県民会議と連携し、県下の少年院において、暴力団排除教養を実施し、暴力団への加入阻止を促進するほか、他県と連携した広域的な就労支援の充実を図ります。さらに、社会復帰対策の充実を図るため、受け皿となる受入企業の獲得に努めるとともに、受入企業への支援制度を拡充します。(県警本部組織犯罪対策課)
- 引き続き、ケース検討会の実施等、関係機関との連携を強化し、立ち直り支援の推進を図るほか、少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する講話を実施します。(県警本部

【民間団体】

- 弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、刑事司法の各段階において支援を行うことで、円滑な社会復帰を目指すよりそい弁護士制度の事業継続について検討します。(愛知県弁護士会)
- 犯罪をした者への効果的な支援について考え、スキルアップしていくための研修会等を企画開催します。(愛知県社会福祉士会)
- より一層、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な就労支援ができるよう、協力雇用主の拡充と、各種団体との連携を図ります。(NPO法人愛知県就労支援事業者機構)
- 犯罪の当事者経験のある支援者を増やせるような取り組みを検討します。(再非行防止サポートセンター愛知)

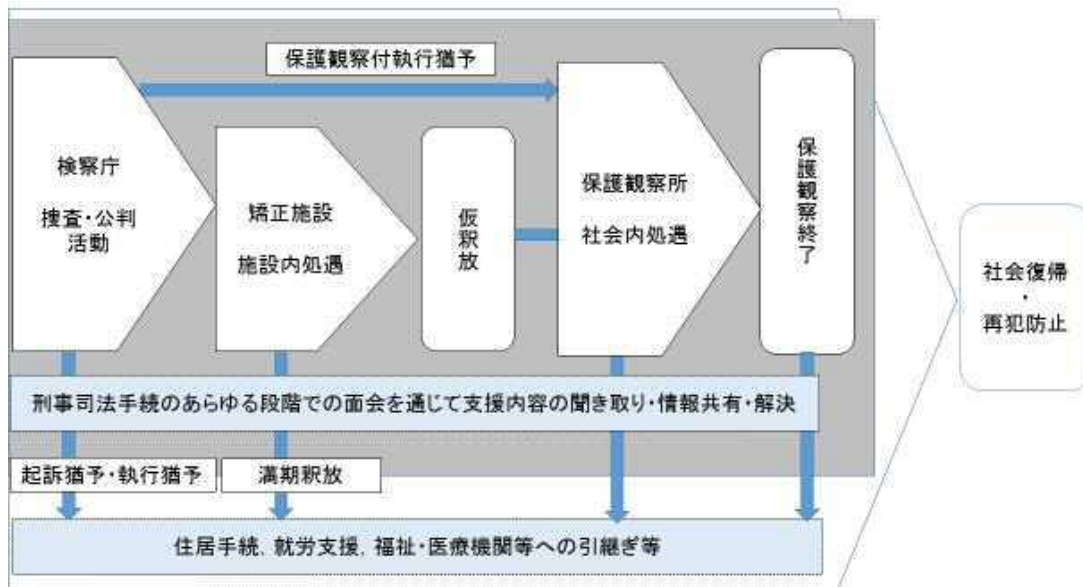
「よりそい弁護士制度」について 愛知県弁護士会

よりそい弁護士制度とは、弁護士が逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内で
の支援にとどまらず、犯罪をした者等に寄り添い、面会等を通じて、社会復帰に向けた
支援の聞き取りを行うとともに、居住手続きや就労窓口、医療・福祉等関係機関への引
継ぎなどを行うもので、支援を必要とする法的な問題が生じた場合には、法律の専門職
として積極的に関わる活動です。2019 年4月から開始し、2019 年度中には約 50
件の申請を受け、相談及び支援を行いました。申請者や支援対象者に費用負担はありま
せん。

これまで、弁護士のこのような刑事司法手続終了後の活動に関しては、支援活動のた
めの費用保障等もないことから、弁護士のボランティアで行われていました。それを、
よりそい弁護士制度によって活動を正当なものに位置づけたことは、弁護士の再犯防止
に向けたより活発な活動を可能にし、弁護士が事件終了後も活動を行うモチベーション
を高めるものといえます。さらに、社会的信頼度の高い弁護士が支援対象者との間に立
つため、福祉関係機関等の引継ぎ先も安心して支援を行いやすいことや、出所の前後を
通じて同一弁護士が支援を行うため、支援対象者も安心感が大きいというメリットがあ
ります。

実際に、支援対象者から「付き添ってもらって心強かった」、「手助けしてもらってよ
かった」という声がありました。また、矯正施設を始めとした関係各所からも制度を歓
迎する声があがっています。

この制度は愛知県弁護士会として初めての取組であり、試行錯誤、手探り状態で2年
間（2019 年～2020 年）試行実施しています。社会的な要請が高い制度であること
と、関係各所からのニーズも高いものであることから、今後は、試行実施の中で見えて
きた課題の解決策を模索しつつ、制度の継続に向けた検討をしていきます。



<呼吸セルフコントロールプログラム>

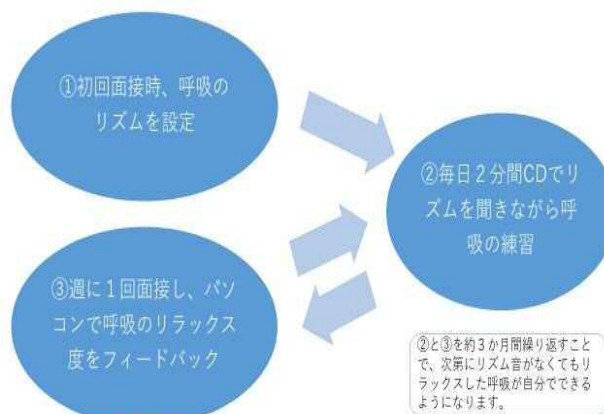
瀬戸少年院では「呼吸セルフコントロールプログラム」という取組を行っています。私たちは「呼吸法」と呼んでいますが、自分の身体面の変化を感じることで感情面の変化についても気付けるようになり、感情や行動をコントロールする力を高めることを目的としています。

当院に入院してくる少年の多くは、感情や行動をコントロールすることが苦手であるため、その力を高めるための取組の一つとして「呼吸法」を実施しています。「呼吸法」は、一般的にも用いられており、不安や焦燥を緩和し、リラックス効果を高めたり、ポジティブ感情を強めたりする効果があると言われています。呼吸を整えるだけなので、同じく感情や行動をコントロールすることを目的としたアングーマネジメントやソーシャルスキルトレーニングなどと比べると、言葉を必要としない分、知的能力にも左右されず、気軽に取り組みやすいものになっています。

当院における「呼吸法」の特徴として、「心拍変動のバイオフィードバック」(心拍や血圧等の生理現象を光や音などのセンサーに変換し、対象者にフィードバックする手法)を用いることが挙げられ、本来は意識化しにくい情報を目に見える形にすることで、練習の効果や自分の身体感覚の変化が理解しやすくなるメリットがあります。呼吸法の流れは、右図のとおりです。①初回の担当者との面接時に、バイオフィードバックの手法を用いて、それぞれの少年にあった呼吸のリズムを設定します。②毎日2分間、自分に合った呼吸のリズム音のCDを聞きながら呼吸法の自主練習をします。③週に1回、担当者との面接を行い、呼吸や身体のリラックスの程度を確認し、調整していきます。その後は②と③を繰り返し、リラックスできる呼吸の仕方を身に付けさせていきます。



パソコン画面に呼吸のリラックス度が表示されます。



少年たちからは、「イライラしたときに呼吸を意識してみたら落ち着いた」、「落ち着いていられる時間が長くなった」、「心にゆとりができた」、「爪噛みがなくなった」、「眠りが良くなった」という思わぬ効果が報告されることもありました。また、プログラムが終了する頃には、リズム音のCDがなくてもリラックスした呼吸が自然とできるようになっています。心(感情)と体は深くつながっており、体の方から心(感情)にアプローチする「呼吸法」は、道具もいらず、いつでもどこでも簡単にできるため、出院後にも積極的に取り入れるように勧めています。

＜多文化共生プログラム＞

瀬戸少年院では、少年自身又は保護者が外国籍の者が全体の約2割を占めています。現在、一般社会において性的マイノリティや発達障害といった社会的少数者の方々に對して理解が進み、多様性のある社会となるよう、様々な教育や支援がなされていますが「外国籍」の方々についての教育や支援は、まだまだ十分とは言えません。そこで、当院において「多文化共生プログラム」と題し、外国籍の少年に対するグループワークを実施しています。「多文化共生プログラム」では、複数名の外国籍の少年に1人の日本人少年を加えたグループを編成し、当院で作成したテキストを活用してグループワーク（1単元90分、全12単元）を実施しています。

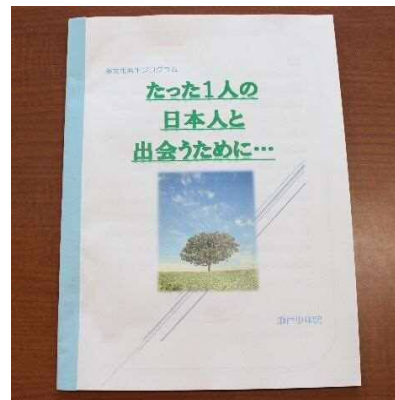
グループワークは、指導者が日本の文化などを教授するのではなく、参加少年が主役となり、テキストの各テーマに沿って自由に発言したり、個々に行った課題の内容を発表したりすることで「日本社会で生活する外国人」としての「生きづらさ」を共有しています。

一般的に非行少年は、社会に適應できず、不良交友に傾倒し不良集団の中で居場所を構築してしまうものと考えられていますが、外国籍の少年の中には、不良集団に加入しても文化や価値観の違いを原因として自身の居場所が見つけられず、満たされていないという感情を抱いている者が多く存在します。

例えば、日本の不良交友の代表格である「暴走族」、「コンビニの前でたむろ」といった行動に対して「その行動の価値や楽しさは理解できないけど、日本人と合わせるためにやっていました。」と発言する外国籍の少年や「（現代の流行である）スキニージーンズを着用したら、保護者（外国籍）に『（その格好は）女性的な服装である。』と嘲笑された。」と発言する少年もいました。これは、外国籍の少年が一般社会はもとより、不良交友の中においても、アイデンティの確立がなされていないことを示していると考えられます。

プログラムを受講した日本国籍の少年からは「自分の生きる世界が狭いものだ和理解できた。」、「日本人より日本を考えている外国人の存在を知りました。」といった発言があり、一方、その発言を聞いた外国籍の少年は「日本で初めて外国人である自分を表現できた。」と笑顔を見せてくれます。

このように、外国籍の少年は、これまでの人生の中で感じていた「外国籍／日本国籍」といった対立構図や背景にある「外国人でいたい自分／日本人に溶け込みたい自分」といった葛藤を自己開示することで、自分の居場所を見つけるヒントを得ると同時に、日本国籍の少年は、外国籍の少年の悩みや考えを聞き、多文化共生社会に必要な心構えを習得することができるなど、双方に効果が期待できます。今後、外国籍の方々と日本人との関わりはますます増加していくことが予想されます。本グループワーク参加者の再犯・再非行の防止だけでなく、彼らが社会復帰後「多文化共生社会」の担い手となり、母国と日本の架け橋になってくれることを願っています。



使用するワークブック

VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

1 民間協力者の活動の促進等

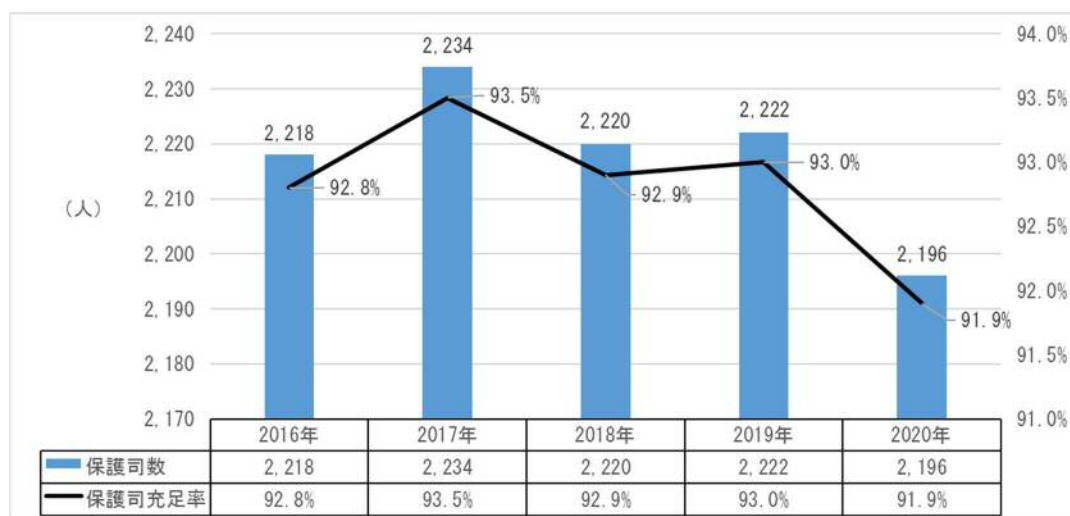
〔現状と課題〕

再犯防止の施策の推進には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師*、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

愛知県では、保護司の充足率が9割、協力雇用主数は1000社を超えており、どちらも高い数値を保っているものの、保護司の高齢化やなり手不足、民間ボランティア数の減少等が民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たって課題となっています。

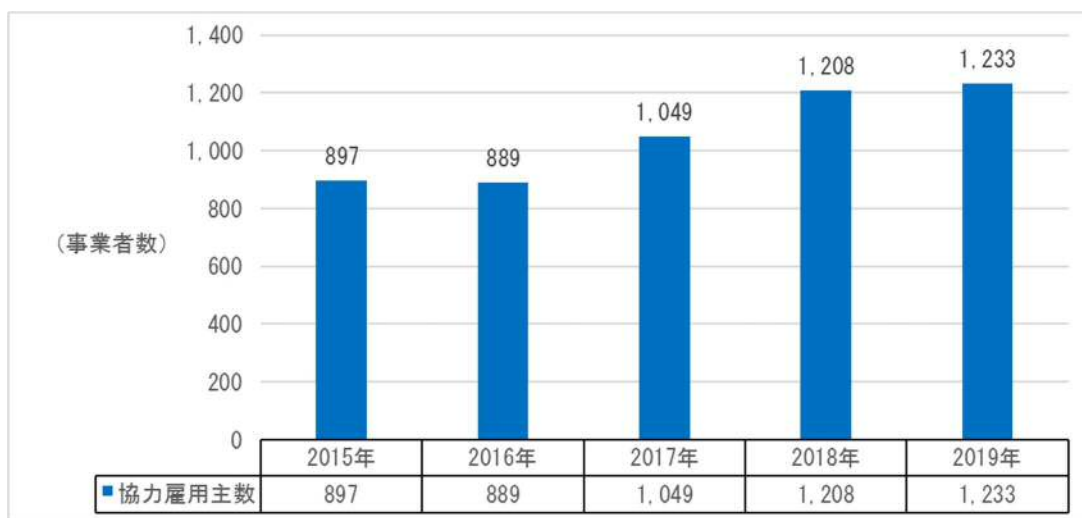
地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

〔愛知県内の保護司数及び保護司充足率〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県内の協力雇用主数〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

(1) 現在の取組の状況

【国】

- 協力雇用主のなり手を増やすよう取り組んでいるほか、協力雇用主に対する事例検討会を実施しています。保護司確保に対する支援としては、保護区保護司会との共同による保護司候補者検討協議会の設置及び運営に対する指導・助言を行うとともに、愛知県保護司会連合会と共同で保護司適任者確保愛知県推進本部を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進めています。そのほか、保護区保護司会が設置した更生保護サポートセンター*の運営に対する助言や、保護司、更生保護法人*等の役職員、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対する表彰に関する事務を行っています。また、保護司組織を始めとする更生保護団体が主催する会議開催や研修実施に対する事務的な支援を行っています。さらに、保護司、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等に対する研修の実施や保護司組織の長を集めた会議を開催しています。(名古屋保護観察所)
- 各協力団体に向けて管内矯正施設の参観を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図っています。そのほか、民間協力者が主催する情報交換会、ネットワーク懇談会等に参加する等して連携強化に努めています。(名古屋矯正管区)
- 篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招聘し、受刑者の改善指導、出所後の意欲の向上等、再犯防止に有益となる取組を行っています。(名古屋刑務所)
- 当所所在地域の福祉団体等が開催する展示即売会に参加し、刑務作業製品を

販売し、矯正教育への理解促進を図るほか、協力雇用主会と連携して広報啓発活動を行っています。（豊橋刑務支所）

- 専門的な知識を有する民間協力者による改善指導を行うなど、再犯防止に向けた取組を行っています。（岡崎医療刑務所）
- 採用面接に訪れた企業に協力雇用主への登録を勧める等、民間協力者との一層の連携強化を図っています。（名古屋拘置所）
- 民間ボランティアの施設参観を受け入れ、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図っています。（瀬戸少年院）
- 在院者の希望に応じ、篤志面接委員と個別に面接する機会を設けており、その記録については、法務教官と共有することで処遇に活用しています。また、在院者の希望に応じ、教誨師による個人教誨を実施しているほか、クリスマス会や花祭り等の宗教上の行事も開催し、民間協力者との連携強化に努めています。（愛知少年院）
- 少年院での教育活動が、篤志面接委員や教誨師、各種教育活動の講師等、多くの民間協力者の協力を得て行われていることを広く周知を図っています。さらに、近隣の社会福祉施設利用者との共同作業（絞り染め体験）を実施し、福祉施設利用者の就労や当該施設の製品開発に貢献しています。（豊ヶ岡学園）

【県】

- 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の実施を通じて、愛知県弁護士会を始め、適切な役割分担による効果的な連携体制の構築を図っています。（防災安全局県民安全課）
- 名古屋保護観察所に置かれる名古屋保護司選考会への委員参画等、民間協力者の確保に対する協力を行っているほか、更生保護団体への補助を行い、活動を支援しています。また、地域生活定着支援センターを設置運営し、保護観察所、更生保護施設、福祉関係団体等、関係機関と連携して、高齢又は障害を有する福祉的な支援を必要とする矯正施設からの退所予定者に対し、矯正施設入所中の帰住地調整支援、退所後の施設定着支援、相談支援等、社会復帰に向けた包括的な支援を行っています。さらに、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターの運営費の助成をすることにより、県内のボランティア活動の振興を図っています。（福祉局地域福祉課）
- 少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活発化を図っています。（県警本部少年課）

【民間団体】

- 国と共同で保護司適任者確保愛知推進本部を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進める一方、国と共同で保護司候補者検討協議会を設置した保護司会への協力を続けています。また、学校・生徒を取り巻く諸問題に効果的に対応するため、学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行っています。そのほか、更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行っています。（愛知県保護司会連合会）
- 保護司活動の拠点である更生保護サポートセンターへの助成を行っています。（愛知県更生保護協会）
- 協力雇用主会が未設立の保護区に対して、設置に向けた助言を行っています。（愛知県内地区協力雇用主会）
- 支援対象者に対して、可能な限り多くの支援団体等につなげ、層の厚いサポートができるよう努めており、そのための団体同士の連携強化に取り組んでいます。（再非行防止サポートセンター愛知）

（２）今後の取組予定

【国】

- 愛知県保護司会連合会及び地方公共団体等と共同で、保護司確保に取り組む等、保護司の人材確保のための取組及びその取組の周知や広報を行っていきます。また、協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議検討していきます。そのほか、民間協力者の活動に対する支援を継続していきます。（名古屋保護観察所）
- 各協力団体の依頼に応じて矯正施設の参観を実施するとともに、協力者との連携を強化することで、再犯防止に関する活動の促進を促します。（名古屋矯正管区）
- 民間協力者との連携を強化し、再犯防止に有益となる取組内容の充実を図ります。（名古屋刑務所）
- 協力雇用主会を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。（豊橋刑務支所）
- 民間協力者との連携を強化し、改善指導や就労支援の拡充を図るなど、再犯防止に向けた取組を進めます。（岡崎医療刑務所）
- 様々なニーズに応えられるように、協力雇用主の登録を増やし、職種の幅を広げられるよう関係機関と連携をして努めます。（名古屋拘置所）
- 今後も民間団体に対し、施設参観等を通じて当院の再犯防止の取組である教育活動を紹介し、再犯防止に資する情報の共有を推進します。（瀬戸少年院）

- 篤志面接委員を始めとする民間協力者との連携強化に努め、再犯防止に有益となる取組の充実を図ります。(愛知少年院)
- 少年院での教育活動が、多くの民間協力者の協力を得て行われていることを広く周知し、社会貢献活動を通じて矯正教育への理解促進を図ります。(豊ヶ岡学園)

【県】

- 関係機関や民間ボランティア団体等が参加する再犯防止連絡協議会を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。また、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業を実施し、関係機関・団体が連携した取組を推進します。さらに、愛知県弁護士会が実施する「よりそい弁護士制度」の運営に対し、協力を行います。加えて、再犯の防止等に関する活動に貢献している民間の個人・団体等を安全なまちづくり活動表彰の対象に含めることを検討します。(防災安全局県民安全課)
- 名古屋保護観察所に置かれる名古屋保護司選考会への委員参画等、民間協力者の確保に対する協力を行います。また、地域定着支援センターにおいて、矯正施設、保護観察所及び保健医療・福祉の関係機関等が主催する会議に参加する等により、ネットワークを構築し、機能の充実を図ります。さらに、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターの運営費助成等を通じて、県内ボランティア活動の振興を図ります。(福祉局地域福祉課)
- 引き続き、少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活動の活発化を図ります。(県警本部少年課)

【民間団体】

- 国及び地方公共団体等と共同で保護司活動支援や適任者確保に取り組みます。また、地方自治体、学校や地域の関係機関・団体との会合や情報交換会等の機会において、保護司活動について広報し、保護司適任者の確保の重要性等について理解を求める等して適任者の人材情報の提供が得られるようにします。そのほか、引き続き保護司候補者検討協議会を設置する保護司会や学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行うことで保護司会の活動を支援します。また、引き続き、更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行います。(愛知県保護司会連合会)
- 引き続き、更生保護サポートセンターへの助成を行うことで、活動を支援します。(愛知県更生保護協会)

- 協力雇用主会が組織化されていない地域において、協力雇用主の組織化を促し、組織化された後の運営に対する物心両面からの支援を行うよう努めます。
(NPO法人愛知県就労支援事業者機構)
- 協力雇用主会が未設置の保護区に対して、設置に向けた助言を行います。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 県内外を問わず、各支援団体の連携強化に努めます。(再非行防止サポートセンター愛知)

「保護司の現状」と「なり手確保に向けた取組」について 愛知県保護司会連合会

＜愛知県保護司会連合会について＞

愛知県保護司会連合会は、保護司法第 14 条の規定する組織として、その任務を円滑にするとともに、保護司法第 1 条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的としております。

当連合会は、42 保護区保護司会をもって構成され、保護区保護司会長は理事として運営に参画しています。

理事会は年 3 回開催し、事業計画、予算案等の審議のほか、更生保護の当面する諸問題を協議し、保護司活動の充実を図っています。また、県内の保護司会は、名古屋、尾東、蘇東、西三河、東三河の 5 ブロックに分けられ、当連合会主催の理事会とは別に、独自にブロックごとに会長会議を開催しております。

＜保護司の現状となり手の確保に向けた取組について＞

保護司は、処遇活動を通じて保護観察対象者の改善更生を支えるのみならず、地域社会や関係機関・団体等への多様な働き掛けを通じて、犯罪や非行を生まない地域づくりに大きく貢献しており、安全・安心な社会構築のため、必要不可欠な存在です。（法務省ホームページ「組織別の保護局」（更生保護を支える人々☞保護司）
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04.html 参照）

さて、全国における保護司の数は、2004 年をピークに減少しており、2020 年 1 月には、約 40 年ぶりに 4 万 7,000 人を下回り、長期減少傾向にあります。当県におきましても同様の傾向で、2009 年 1 月の約 2,270 人（定数 2,389 人）をピークに減少しており、現状のまま推移しますと、10 年後には約 2,130 人となります。これまでに保護司適任者確保のため、保護区保護司会に対する保護司候補者検討協議会の設置の働き掛けを行うなどして保護観察所と一体となって取り組んできたものの、保護司数の減少には歯止めがかかっておりません。そのため、全保護区において保護司適任者を計画的に確保していかなければならないと考えております。

こうした状況を踏まえ、2020 年 2 月 27 日には、全国保護司連盟と法務省保護局が共同して「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」が発せられ、当県におきましても、2020 年 6 月 24 日、当保護司会連合会と名古屋保護観察所が共同して、総力を挙げて適任者の確保に取り組むため、保護司適任者確保愛知県推進本部を設置してその方針を定めました。

具体的取組の一つとしては、地方自治体、学校や地域の関係機関・団体との会合や情報交換会等の機会において、保護司活動について広報し、保護司適任者の確保の重要性について理解を求めるなどして適任者の人材情報の提供が得られるようしております。今後も方針のもと、保護司の適任者の確保に向け取組を進めてまいります。皆様におかれましても、今一度、保護司の適任者確保の必要性や緊急性について御理解いただきますようお願い申し上げます。

2 広報・啓発活動の推進

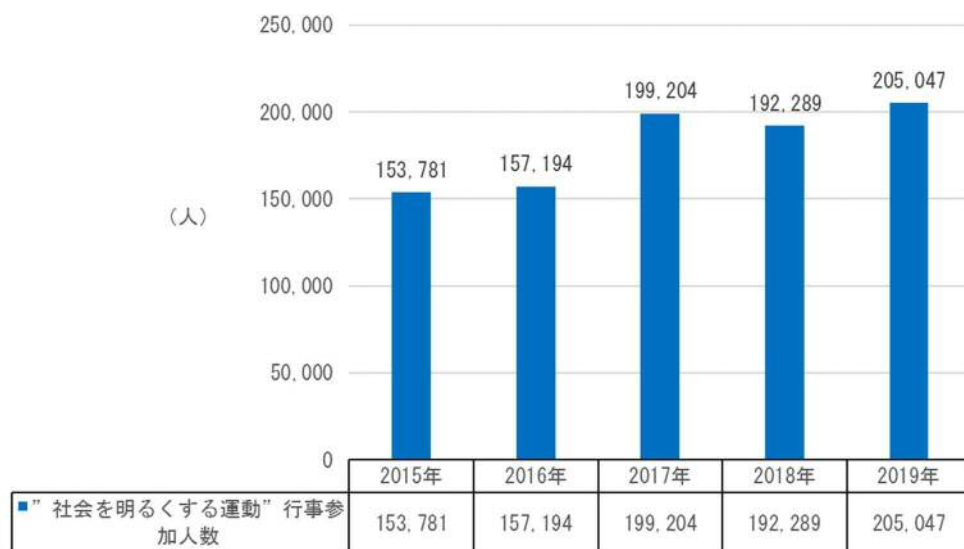
〔現状と課題〕

犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となるためには、県民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することがないように支援する必要があります。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策や、民間協力者による活動は県民にとって必ずしも身近でないために、関心と理解を得にくく、県民の認知が十分とは言えません。

さらに、地域における再犯防止の取組を進め、犯罪をした者等を社会的に孤立させないためには、県民の再犯防止の取組に対する理解を促す必要がありますが、そのために単に犯罪をした者等への支援を行うのではなく、犯罪被害者への十分な配慮をもって進めていかなければなりません。従って、県民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者への支援の充実を図りつつ、広く県民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。

〔愛知県における“社会を明るくする運動”行事参加人数〕



（出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」（法務省））

（１）現在の取組の状況

【国】

- 入国支援が円滑に遂行できるよう、行政機関、福祉機関等に対して、検察庁の業務及び入国支援の取組の広報を実施し、検察庁の業務の理解促進に努めて

います。(名古屋地方検察庁)

- 再犯防止シンポジウム、矯正展等に協力をし、再犯防止に係る関係機関や民間団体等との連携をしながら、再犯を取り巻く現状、課題及び解決策について広く理解を促しています。(名古屋矯正管区)
- 地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間*や“社会を明るくする運動*”等において、犯罪をした者等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進及び再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信しています。また、更生保護出張講座として、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義の実施や社会を明るくする運動の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらう効果的な情報発信、広報活動を実施しています。(名古屋保護観察所)
- 協議会や矯正展各種行事等を始めとした広報の機会を活用し、施設参観を実施しているほか、再犯防止推進法の意義や出所者の地域支援の重要性等について広報を行っています。(名古屋刑務所)
- 福祉関係者を対象に、矯正施設の実情や改善指導の状況等について理解促進のため施設参観や勉強会等を実施しています。(豊橋刑務支所)
- 矯正展や施設参観等の機会に、広報活動を積極的に行っています。(岡崎医療刑務所)
- 就労支援フェスタや研究授業の機会等を活用して、就労や改善指導のための取り組みについて、民間協力者に広報・啓発活動を実施しています。(名古屋拘置所)
- 矯正展等において在院者が制作した陶芸作品や木工作品の展示販売を行い、少年院の教育活動に対する理解の促進を図っています。また、教育委員会職員や学校教諭による施設見学や研究授業見学の受け入れ、学校へ赴いた法教育の実施等を通じて再犯防止施策に対する理解の促進を図っています。(瀬戸少年院)
- 年に1回の施設開放日にあわせ、広報活動を行っています。(愛知少年院)
- 近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会の実施や、近隣小学校の登校の見守り活動への参加、地域住民との合同防災訓練の実施、地域行事での教育作品の展示等、近隣住民との交流を積極的に行い、活動の広報・啓発を進めています。(豊ヶ岡学園)
- 施設見学の実施、大学や関係機関主催の講演会での講義、協議会等の機会を通じて、矯正施設の実情を広報しているほか、「愛知法務少年支援センター」として個人からの相談や司法、教育、福祉など関係団体の求めに応じて、情報提供、助言、各種調査、心理的援助及び研修・講義等「地域援助業務」を行っています。(名古屋少年鑑別所(愛知法務少年支援センター))

【県】

- 広く県民各層に再犯の防止等についての理解と関心をもってもらえるよう、再犯防止啓発月間である7月を中心に、広報啓発活動を行っています。(防災安全局県民安全課)
- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動において、重点項目に「再非行(犯罪)の防止」を掲げ、関係機関による青少年を支える体制づくり等の推進や広報啓発活動を行っています。(県民文化局社会活動推進課)
- 広く県民各層に犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解と関心をもってもらえるよう、「社会を明るくする運動」の協調月間である7月を中心に、本運動を推進しています。(福祉局地域福祉課)

【民間団体】

- 愛知県社会福祉士会の会員福祉士を対象に、刑務所、医療刑務所、少年院等の見学研修を実施し、司法福祉についての理解促進を図っています。(愛知県社会福祉士会)
- 社会を明るくする運動愛知県推進委員会へ助成を行うとともに諸活動に参加しています。(愛知県更生保護協会、愛知県保護司会連合会)
- 機関紙「あいち更生保護」を年4回発行し、更生保護関係者及び賛助会員等に配布し、広報に努めています。(愛知県更生保護協会)
- 社会福祉士を養成する大学の講座等で、罪に問われた高齢者や障害者等を取り巻く社会的な背景や、事業の内容等について周知しています。また、犯罪をした者等への支援について、広く理解と関心を持ってもらえるよう、年度に1度実践報告会を開催し、事業説明や関係機関との意見交換を行っています。(愛知県地域定着支援センター)
- 更生保護関係団体等と連携し、社会を明るくする運動や講演を通じ、更生保護の取組についての理解促進に努めています。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 新聞、テレビを通じた広報活動のほか、SNSを活用した情報提供や、シンポジウムの企画・開催により、再犯防止についての理解促進を図っています。(再非行防止サポートセンター愛知)

(2) 今後の取組予定

【国】

- 検察庁の業務の理解が得られるよう行政機関、福祉機関等に対して積極的に業務説明等広報活動を行うとともに、広く大学生等を中心とした県民の方にも

広報活動を通じて当庁の取組の理解が得られるようにし、再犯防止に寄与していきます。(名古屋地方検察庁)

- 再犯防止シンポジウム及び矯正展等に協力するとともに、再犯防止に係る広報・啓発活動を積極的に推進します。(名古屋矯正管区)
- 社会を明るくする運動の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらうきっかけとなる効果的な情報発信、広報活動を実施していきます。(名古屋保護観察所)
- 矯正展等の広報の機会を活用しての施設参観の実施や、再犯防止推進法の意義や出所者の地域支援の重要性等について広報するほか、各種協議会等において、当所の取組についても周知を行います。(名古屋刑務所)
- 施設所在地地域近郊の道の駅で刑務所作業製品の展示販売会を開催し、当所の取組についても積極的に広報を行います。(豊橋刑務支所)
- 矯正展や施設参観等の機会だけでなく、刑務作業製品の即売会や関係機関との協議会等の機会等を利用し、より広範な広報・啓発活動を行います。(岡崎医療刑務所)
- 民間協力者に広報・啓発活動を行い、再犯防止の取組等についての理解促進を図ります。(名古屋拘置所)
- 施設所在自治体のふるさと納税の返礼品として採用されるよう製品開発にも傾注しつつ、自治体との連携強化に努めます。また、当院の農地を地域の幼稚園や小中学校等に開放することや、当院における教育内容の地域への還元を図る等、地域貢献活動を通じて当院の教育活動や再犯防止の施策に対する理解促進を推進します。(瀬戸少年院)
- 引き続き、施設開放日の広報活動を継続していきます。(愛知少年院)
- 継続的に広報・啓発活動を行う中で、実施内容や方法の充実を図り、より積極的な活動を行っていきます。(豊ヶ岡学園)
- 関係機関とも連携を行いつつ、引き続き、広報活動を継続していくほか、愛知法務少年支援センターとして地域援助業務についても積極的に取り組んでいきます。(名古屋少年鑑別所(愛知法務少年支援センター))

【県】

- 7月の再犯防止啓発月間において、ポスターの掲出やWebページ、Facebook及び愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業通信等を活用し啓発月間の周知を行うなど、県民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。(防災安全局県民安全課)
- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動において、重点項目に「再非行(犯罪)の防止」を掲げ、関係機関による青少年を支える体制づくり等の推進

や広報啓発活動を行います。(県民文化局社会活動推進課)

- 社会を明るくする運動の県民への認知を高めていくため、市町村との連携や様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。また、地域定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人の円滑な社会復帰及び地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。(福祉局地域福祉課)

【民間団体】

- より多くの社会福祉士が司法福祉の領域を知る機会を増やしていきます。(愛知県社会福祉士会)
- 社会を明るくする運動愛知県推進委員会への助成及び社会を明るくする運動の活動に参加します。(愛知県更生保護協会、愛知県保護司会連合会)
- 機関紙の発行を通じて広報活動を行い、更生保護についての理解促進を図ります。(愛知県更生保護協会)
- 大学の講座や、実践報告会の開催を通して、事業についての広報と啓発を行っています。(愛知県地域定着支援センター)
- 更生保護関係団体等と連携し、社会を明るくする運動や講演を通じて、更生保護の取組についての理解促進に努めます。(愛知県内地区協力雇用主会)
- 広報・啓発活動を行い、幅広い層への再犯防止の取組についての理解促進を図ります。(再非行防止サポートセンター愛知)

少年院敷地内の桜並木の一般公開

愛知少年院

愛知県西三河地方にある当院の周辺地域は、その昔、愛知時計電機の試験飛行場として建設された滑走路を3本持つ大きな飛行場でした。第2次世界大戦中に旧日本海軍との軍民共用飛行場・名古屋海軍航空隊基地（拳母、伊保原飛行場）となり、神風特別攻



撃隊草薙隊が編成され、1945年4月に2度、沖縄へ向けて飛び立ち、米軍艦隊へ特攻を行い28機56名の方が亡くなられたとされています。この旧日本海軍名古屋航空隊基地の跡地が1948年5月に法務省へ所管換され、現在は愛知少年院の敷地となっており、現存するものには地下戦闘指揮所壕、旧日本海軍の消火栓やプールで使用した石などが残されています。

愛知少年院の敷地内外には、旧日本海軍時代から植栽された約100本の桜が生育しております。桜の木は豊田市の銘木指定を受けており、毎年4月には満開の桜が咲き誇り、あたり一面を桜の絨毯が彩ります。桜の花びらが降りしきる頃、在院者たちは写生会を実施したり、豊田更生保護女性会の方や指導に来られる講師の先生方を囲んでの観桜会（桜を見る会）を実施したりします。社会でゆっくりと桜を見上げることのなかった在院者の中には、桜を前に「二度と非行をしない」と決意を新たにしている者もおります。

満開となる毎年4月の第1週土曜日には、当院の敷地内を一部開放して、桜の一般公開を行っています。桜の季節にお立ち寄りの際は、当院の満開の桜を満喫されてはいかがでしょうか。その他「東海北陸・みよし矯正展（名古屋刑務所）」や近隣のコミュニティセンターでは、当院の在院者が育てた野菜を販売しておりますので、機会があれば御利用ください。



愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第5条に基づき、再犯の防止に携わる関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進するため、愛知県再犯防止連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 再犯の防止に関する取組みに係る事項
- (2) その他再犯の防止に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、愛知県防災安全局長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県防災安全局県民安全監をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(検討委員会)

第5条 会長は、専門の事項を協議するため、検討委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会は、同時に複数置くことができる。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長は、協議会委員の中から会長が指名する。また、委員は、検討する内容に応じて、委員長が協議会委員の中から指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(個人情報の保護)

第7条 協議会及び委員会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

会 長	愛知県防災安全局長
副会長	愛知県防災安全局県民安全監
委 員	愛知県人事局人事課長 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課長 愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長 愛知県福祉局福祉部福祉総務課長 愛知県福祉局福祉部地域福祉課長 愛知県福祉局福祉部障害福祉課長 愛知県福祉局高齢福祉課長 愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室長 愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課長 愛知県労働局就業促進課長 愛知県建設局土木部建設企画課長 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室長 愛知県会計局管理課長 愛知県教育委員会学習教育部高等学校教育課長 愛知県教育委員会学習教育部義務教育課長 愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課長 名古屋地方検察庁総務部企画調査課刑事政策推進室長 名古屋矯正管区第一部更生支援企画課長 中部地方更生保護委員会総務課長 名古屋保護観察所企画調整課長 愛知労働局職業安定部職業対策課長 名古屋刑務所首席矯正処遇官 豊橋刑務支所首席矯正処遇官 岡崎医療刑務所首席矯正処遇官 名古屋拘置所首席矯正処遇官 瀬戸少年院首席専門官 愛知少年院首席専門官 豊ヶ岡学園首席専門官 名古屋少年鑑別所首席専門官 愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長 愛知県医師会理事 愛知県社会福祉協議会事務局長 愛知県社会福祉士会事務局長 愛知県更生保護協会事務局長 愛知県保護司会連合会副会長 愛知県更生保護事業連盟理事 愛知県更生保護女性連盟事務局長 愛知県BBS連盟事務局長 愛知県就労支援事業者機構事務局長 愛知県地域生活定着支援センター長 愛知県内地区協力雇用主会代表 愛知県社会保険労務士会会長 再非行防止サポートセンター愛知理事長

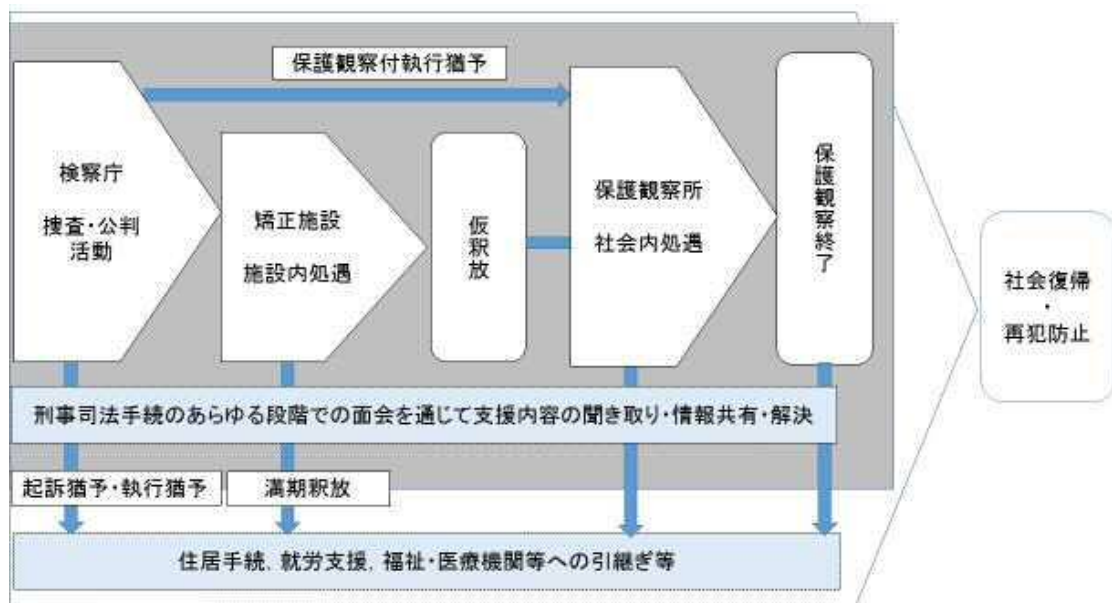
地域再犯防止推進モデル事業について

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業

1 モデル事業の概要

弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者等又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」をいう。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する。

（参考）事業イメージ図



2 事業期間 2019年4月から2020年2月まで

3 委託先 愛知県弁護士会

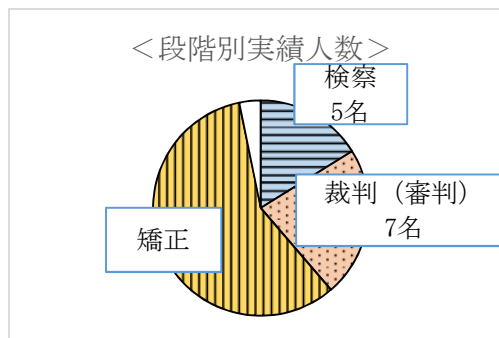
4 支援実績

活動指標	区分	2019年度
寄り添い弁護士制度による社会復帰支援の対象者	目標	30人
	実績	31人

主な活動実績

(参考 1) 刑事司法の各段階別の活動実績

- ・ 検察段階・・・ 対象者 5 人
- ・ 裁判段階・・・ 対象者 7 人
- ・ 矯正段階・・・ 対象者 18 人
- ・ 保護段階・・・ 対象者 1 人



(参考 2) 主な支援内容別の活動実績 (重複計上があるため実績人数と一致しない)

- ・ 居住・就労関係の支援・・・ 21 人 (居住先の確保、就労先の確保 等)
- ・ 医療・福祉関係の支援・・・ 26 人 (医療機関引継、生活保護申請 等)
- ・ 法的な手続の支援・・・ 6 人 (債務整理、遺産相続関係 等)
- ・ その他の支援・・・ 5 人 (被害者遺族との面談調整 等)

(参考 3) 支援対象者へのアンケート結果

良かった	16 名
どちらかといえば良かった	1 名
どちらともいえない	0 名
どちらかといえば役に立たなかった	0 名
役に立たなかった	0 名
計	17 名

- ・ (被害者遺族への謝罪に支援してもらった少年から) 「付き添ってもらって心強かった」
- ・ 「年金を受けることでよかった」
- ・ (少年から) 「色々相談に乗ってもらって、ご飯食べさせてもらいました」「手助けしてもらってよかった」

(参考 4) 寄り添い弁護士からの終了報告書の主な内容

○支援にあたった寄り添い弁護士の概要

支援対応人数 25 人／寄り添い弁護士制度への登録人数 53 人

＜寄り添い弁護士制度のメリット＞

- ・ (財政的支援を受けられるので) 安心して活動できる。

- ・有意義な制度だと思います。

＜寄り添い弁護士制度のデメリット＞

- ・どこまでやればいいかわからない。
- ・活動方法についてのガイドライン、マニュアル的なものがあるといい。

（参考５）支援の参考事例

＜事例１＞ 入口支援（成人）の例

- ・スーパーで総菜など数百円相当を盗んだため、逮捕・勾留、起訴される。
- ・所持金は数百円しかなく、アパートは賃料不払いのために荷物撤去・明渡を求められていた。
- ・国選弁護士が収容されている施設に迎えに行き、保護観察所での面談、更生保護施設まで送り届けた。
- ・公共交通機関も利用できない所持金では、罰金刑や執行猶予判決後に収容施設から一人で検察庁や保護観察所に向かうことは容易でなく、再び万引き等をしてしまう恐れが高かったが、寄り添い弁護士が活動を行ったことで更生保護に繋げることができた。

＜事例２＞ 出口支援（成人）の例

- ・受刑中の対象者について、矯正施設より医療保護入院後の支援について相談を受け、支援対象者と面談を行う。
- ・満期出所日に、寄り添い弁護士が入院先の病院での手続きや生活保護受給のための手続きに同行した。
- ・入院から３か月経過後、病院の担当及び生活保護担当者から状況を聴取し、入院が長引くことが予想されたので支援活動を終了とした。
- ・矯正施設においては、対象者を医療機関に送り届けることまでしかできないが、寄り添い弁護士が出所の前後を一貫して支援を行うことで、切れ目のない支援を行うことができ、結果として適切な医療や福祉サービスの受給に繋げることができた。

＜事例３＞ 出口支援（少年）の例

- 少年院より仮退院に先立って施設でのケース会議に参加後、本人と面談を行う。仮退院後は更生保護施設に入所した。
- 対象者は障害者手帳を所持しているものの、障害の受容ができていないために、障害の存在を前提とした就労先探しや、グループホームへの入所に消極的であった。
- 対象者との面談を重ねていくうちに、寄り添い弁護士との信頼関係ができ、グループホームへの入所に理解を示すようになった。
- 寄り添い弁護士は施設入所中から一貫して支援を行うことが可能であるため、対象者との信頼関係を構築しながら支援を行うことが可能である。その結果として対象者の社会復帰に向けた一歩を支援することができた。

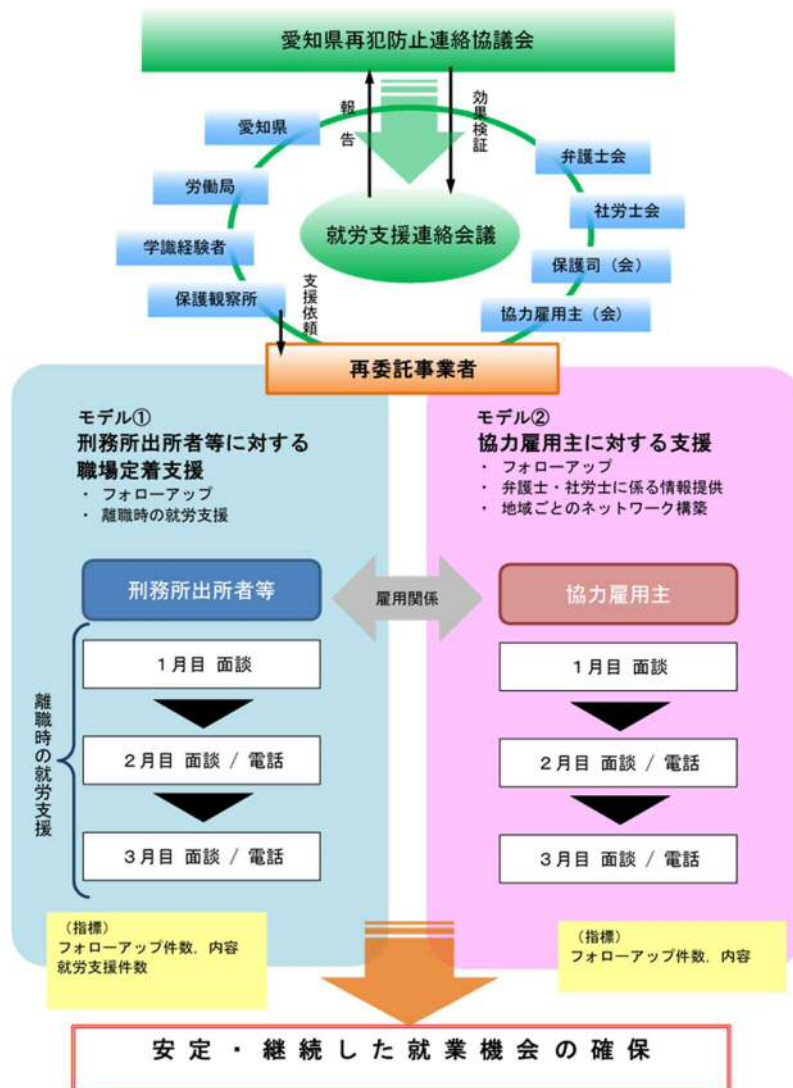
刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業

1 モデル事業の概要

保護観察及び更生緊急保護の対象者の職場定着に向けた支援を実施することにより、安定的な生活を維持させ、再犯防止に資する。

また、協力雇用主について、支援対象者の雇用に関して生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作ることで、対象者雇用の促進を図る。

(参考) 事業イメージ図



2 事業期間

2019年4月から2020年9月まで

3 支援実績

■ 取組内容①

活動指標	区分	2019 年度	2020 年度
刑務所出所者等への職場定着支援 件数	目標	230 件	88 件
	実績	415 件	249 件
主な活動実績			
・特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構に再委託し、支援員による支援対象者への職場定着支援として、月1回以上の面談等を行い、雇用継続に係る課題への対処や就労意欲の維持・喚起等、職場定着に向けたフォローアップ支援を実施した（実施期間 平成31年4月8日～令和2年9月30日）。 ・目標を大きく上回るペースで定着支援を実施し、支援期間が満了した対象者の一部が積極的に定着支援延長を希望した。 ・相談できる支援員がいることで支えになったという感想や協力雇用主が積極的に声をかけてくれるようになったという感想が対象者からあった。			

■ 取組内容②

活動指標	区分	2019 年度	2020 年度
協力雇用主へのフォローアップ 実施件数	目標	230 件	88 件
	実績	338 件	226 件
主な活動実績			
・特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構に再委託し、支援員による協力雇用主への支援業務として、月1回以上の面談等を行い、被雇用者の問題行動や就労意欲の維持に係る対応方法など、雇用継続にあたり必要な助言及び情報提供を実施した（実施期間 平成31年4月8日～令和2年9月30日）。また、協力雇用主からの相談を受け、同機構から社会保険労務士に情報を提供し、協力雇用主の負担を軽減した。 ・目標を大きく上回るペースで定着支援を実施し、対象者が心を開くようになったという感想や目の届かない現場でのトラブルを早めに認知できたといった感想が協力雇用主からあった。			

■ 取組内容③

活動指標	区分	2019 年度	2020 年度
ネットワーク研修会の開催回数	目標	3 回	3 回
	実績	3 回	3 回
主な活動実績			

・県内を名古屋・尾張・三河の3ブロック程度に分割し、ブロック毎に協力雇用主の相互ネットワークを構築した上で、刑務所出所者等の雇用に係る情報や経験を共有するための研修会等を開催した。研修会では、刑務所出所者等の雇用に関する事例検討や意見交換を行い、問題行動の解決策や職場定着した成功事例の共有を図った。

ア 対象者

愛知県内に事業所を持つ協力雇用主

イ 開催回数等

ブロック毎に1回ずつ、各年度で計3回実施する。

ウ 開催規模

1回当たり20人程度。

【開催結果】

計6回 2019年度62名、2020年度69名の計131人参加。

参加者のうち、94.9%（※）が「大変良かった」又は「良かった」と回答。

※ 無回答者を除く。

■ 成果指標達成状況

成果指標	区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	特記事項
刑務所出所者等への 職場定着支援件数	目標	—	2 3 0 件	8 8 件	
	実績	—	4 1 5 件	2 4 9 件	
刑務所出所者等の支 援対象者延べ人数	目標	—	7 0 人	3 6 人	
	実績	—	7 2 人	4 0 人	
3 ヲ月以内の退職者 を 6 割弱から 4 割台 に減少させる	目標	—	4 割台		
	実績	5 9 . 4 %	2 4 . 7 %		
職場定着の平均期間 を 4 ヲ月以上にする	目標	—	4 ヲ月以上		※
	実績	—	5 . 4 ヲ月		
6 ヲ月以上職場に定 着できた者が占める 割合を 1 0 %に向上 させる	目標	—	1 0 %		※
	実績	—	6 0 . 3 %		

成果指標	区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	特記事項
協力雇用主へのフォローアップ実施件数	目標	—	2 3 0 件	8 8 件	
	実績	—	3 3 8 件	2 2 6 件	
ネットワーク研修会の開催回数	目標	—	3 回	3 回	
	実績	—	3 回	3 回	
支援を受けたことによる不安や不満の軽減等の効果	(支援対象者) ヒアリング調査：1 1 0 件 9 8 . 2 %が効果ありと回答 (協力雇用主) ヒアリング調査：1 1 4 件 1 0 0 %が効果ありと回答				

※ 2019 年 4 月から 2020 年 3 月末までに支援を開始した者で算出

【あ行】

○ 依存症専門医療機関

依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関として県で選定している医療機関。

○ 依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関のうち、専門医療機関のとりまとめ、情報発信、研修などを担う「治療拠点」となる医療機関として県で選定している医療機関。

○ 入口支援

軽微な犯罪をして起訴猶予となり釈放されたり、刑事裁判で執行猶予などになった高齢者、障害者に対する住居確保や生活面、福祉面の支援を行う制度。

【か行】

○ 改善指導

刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の一つであり、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導をいう。特定の事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図るために特別改善指導とそれ以外の一般改善指導がある。前者は、①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」、及び⑥「就労支援指導」の6種類の指導が実施されている。

○ 仮釈放

地方更生保護委員会の決定により、刑事施設から受刑期間の満了前に釈放される者をいう。悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察を付することが改善更生のため相当であると認める場合に認められる。

○ 観護処遇

少年鑑別所が在所者に対して行う働き掛けのうち、鑑別を除くすべてを指す。

○ 鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すこと。

○ 起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由に検察官が行う不起訴処分。

○ 教誨師

全国の矯正施設に収容されている被収容者の宗教上の希望に応じ、施設の長の承認を得て所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の篤志家である宗教家。

○ 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

○ 刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続。

○ 刑法犯

刑法(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除く)、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

○ 矯正就労支援情報センター室(コレワーク)

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰住先等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する者を収容する刑事施設・少年院を紹介する国の機関。

○ **協力雇用主**

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

○ **刑事施設**

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

○ **刑の一部の執行猶予制度**

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年以上から5年以下の期間まで、執行を猶予することができるとする制度。

○ **刑務所出所者等就労奨励金制度**

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な職業指導や生活指導等を行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

○ **更生緊急保護**

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人の申し出に基づき、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

○ **更生保護**

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるよう適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

○ **更生保護サポートセンター**

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護区保護司会によって設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

○ **更生保護施設**

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

○ **更生保護女性会**

地域の犯罪予防活動と、罪を犯した者・非行のある少年の更生支援活動を行う女性のボランティア団体。

○ **更生保護法人**

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。

【さ行】

○ **再犯者**

刑法犯により検挙された者のうち、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

○ **再犯防止啓発月間**

再犯防止推進法第6条に、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等についての関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。

○ **再入者**

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

○ **社会福祉施設**

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

○ **社会福祉士**

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、または環境上の理由により

日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

○ **社会を明るくする運動**

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

○ **就労継続支援A型事業**

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

○ **就労継続支援B型事業**

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

○ **住宅セーフティネット制度**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度。

○ **少年院**

家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容するとともに、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

○ **少年院仮退院者**

少年院在院者のうち、処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当である等と地方更生保護委員会から仮退院の決定により認められた者。なお、少年院仮退院者は保護観察に付される。

○ **少年警察ボランティア**

少年の非行防止および少年の保護を図るため、警察署長等から「少年補導委員」等として委嘱された地域のボランティア。

○ **少年サポートセンター**

都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施する。

○ **処遇**

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱い。

○ **初入者**

受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者。

○ **自立準備ホーム**

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

○ **スクールカウンセラー**

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

○ **生活環境の調整**

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰宅環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

○ **生活困窮者自立相談支援機関**

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置す

る自立相談支援を実施する機関。福祉事務所を設置する自治体は自立相談支援事業等の実施が必須事業として位置づけられている。

○ **全部執行猶予**

刑法第 25 条に規定する刑の全部の執行猶予。

【た行】

○ **地域生活定着支援センター**

高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。

○ **地域包括支援センター**

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

○ **地域若者サポートステーション**

働くことに悩みを抱えている 15 歳から 49 歳までの人に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

○ **適応指導教室**

不登校の小中学生に対して、集団生活への適応や基礎学力の補充等のための相談・指導を行い、学校への復帰を支援する教室。市町村が設置。

○ **特別調整**

高齢者（おおむね 65 歳以上）、または障害を有する受刑者や少年院在院者であって、かつ、適当な帰住予定地がない者を対象として、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう整備を行う。

○ **DV（ドメスティックバイオレンス）**

配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力。

【な行】

○ **入所受刑者（新受刑者）**

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに刑事施設に入所するなどした受刑者。

【は行】

○ **非行少年**

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

○ **BBS会**

非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、その少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

○ **フリースクール**

不登校や引きこもり等の児童生徒を対象とした、学校教育の枠にとらわれない民間の学びの場、居場所。教育理念や支援内容、施設等の形態は様々。

○ **包括的就労支援**

刑務所出所後に安定した職業生活を営むために、就労の確保や職場定着に困難が伴い、支援の必要性が高い刑務所出所者等に対し、適切な就労マッチング及び職場定着を実現させるため、矯正施設に収容されている早期の段階から、就労に資するアセスメントを実施し、施設内処遇、生活環境の調整及び社

会内処遇における就労に必要な指導・支援を切れ目なく一体的に行う、矯正官署と更生保護官署が協力して取り組む支援策。

○ **法務少年支援センター**

少年鑑別所が、少年鑑別所法第 131 条に基づく、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を行うに当たり用いる名称。所在地の地名を前後に付して表記される。児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら活動する場合もある。

○ **保護観察**

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

○ **保護司**

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

○ **保護司会**

研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている保護司の組織であり、保護司はそれぞれに配属された保護区の保護司会に加入している。

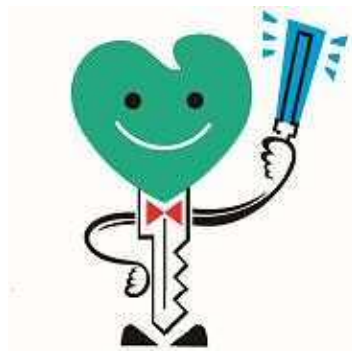
【ま行】

○ **満期釈放者**

刑事施設等から受刑期間を満して釈放になる者をいう。



愛知県は持続可能な開発目標
(SDGs) を支援しています



AICHI
安全なまちづくり
アンキーくん



更生ペンギンのホゴちゃんと
サラちゃん

愛知県再犯防止推進計画

発行／2021 年3 月

編集／愛知県防災安全局県民安全課

電話：0 5 2 －9 5 4 －6 1 7 6

ファックス：0 5 2 －9 5 4 －6 9 1 0

電子メール：kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp